

第5次 加古川市男女共同参画行動計画 (案)



令和 () 年 月
加古川市

はじめに



加古川市長 岡田康裕

目次

第1章 計画の策定	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 国の動き	2
5 県の動き	4
6 市民意識調査からみる現状と課題	5
第2章 計画の基本的な考え方	
1 基本理念	19
2 策定方針	19
3 重点目標と施策体系	20
第3章 施策の方針と取組内容	
重点目標1 あらゆる分野における女性の参画拡大	21
推進項目1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	23
推進項目2 就労の場における女性の活躍	24
重点目標2 仕事・家庭・地域における男女共同参画の推進	25
推進項目3 ワーク・ライフ・バランスの実現	27
推進項目4 仕事と家庭を両立できる環境の整備	27
推進項目5 互いに支え合う地域づくり	28
重点目標3 安全・安心な暮らしの実現	29
推進項目6 生涯を通じた健康支援	31
推進項目7 あらゆる暴力に対する防止対策	32
重点目標4 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	33
推進項目8 意識改革を進める啓発活動の展開	35
推進項目9 多様な選択を可能にする教育・学習の充実	35
計画の推進	36
成果指標と目標値	37
参考資料	
1 第4次男女共同参画行動計画の成果指標と達成状況	38
2 第5次男女共同参画行動計画策定の経過	39
3 加古川市男女共同参画社会づくり懇話会設置要綱(抄)	40
4 加古川市男女共同参画推進本部設置要綱(抄)	42
5 加古川市男女共同参画行動計画策定検討委員会設置要綱	44
6 男女共同参画社会基本法(抄)	45
7 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)(抄)	47
8 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	51
9 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(労働施策総合推進法)(抜粋)	54
10 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)(抜粋)	55
11 男女共同参画のあゆみ(年表)	57

第1章 計画の策定

1 計画策定の趣旨

本市では、平成 11 (1999) 年 1 月に、「加古川市女性施策懇話会」からの提言を受けて、男女共同参画社会の実現を目標とする「加古川市男女共同参画行動計画」を策定し、その後、社会環境の変化に対応するために、平成 18 (2006) 年 3 月、平成 23 (2011) 年 3 月、さらに平成 28 (2016) 年 3 月に「行動計画」を改定し、男女共同参画社会実現に向けて施策を推進してきました。

近年の人口減少社会の本格化や人生 100 年時代の到来、AI^(*)などの技術進歩、多発する自然災害や新たな感染症への対策、SDGs (持続可能な開発目標)^(**)の達成に向けた世界的な潮流、さらには人々の生活様式や意識・価値観の多様化等にも対応しながら、さらなる取り組みを展開していくことが必要です。

特に、平成 27 (2015) 年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (以下、「女性活躍推進法」という。))」が成立し、令和元 (2019) 年の改正では一般事業主行動計画の策定義務が中小企業へ拡大されるなど、社会全体で女性活躍の動きが拡大していきます。男女共同参画社会の実現に向け、あらゆる分野への女性の参画拡大を進めていくことが不可欠です。

また、本市においても、新たな「加古川市総合計画」を令和 2 (2020) 年に策定、「加古川市人口ビジョン」及び「加古川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を令和 3 (2021) 年に改定し、将来にわたり活力ある地域社会の構築を進めています。女性の活躍や男女共同参画社会の形成は、地方創生のためにも重要であることから、その実現に向け取り組んでいく必要があります。

このため、市民の方々への意識調査や意見募集等を実施したうえで、今後予測される社会情勢の変化や、市の男女共同参画に関する現状等を踏まえて計画内容を見直し、「第 5 次加古川市男女共同参画行動計画」を策定することとしました。



(*) AI : 人工知能。言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピューターに行わせる技術のこと。

(**) SDGs : 平成 27 (2015) 年に開催された国際サミットの中で、令和 12 (2030) 年までの行動計画に掲げられた「持続可能な開発目標」のこと。平成 13 (2001) 年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、17 のゴール・169 のターゲットから構成される。SDGs を含む「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、「誰一人取り残さない」社会を目指し、国際社会が一致して取り組みを進めている。

2 計画の位置づけ

- (1) 「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に規定される「市町村男女共同参画計画」とし、本市における男女共同参画社会形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために実施する施策の基本的な方向性を示します。
- (2) 「女性活躍推進法」第 6 条第 2 項に規定される「市町村推進計画」とし、本市における女性の職業生活における活躍を推進するために実施する施策の基本的な方向性を示します。
- (3) 国の「男女共同参画基本計画」や、県の「兵庫県男女共同参画計画」の方針を踏まえ、「加古川市総合計画」を上位計画として、関連する個別計画との整合性を図りながら今後の方向性を示します。

3 計画の期間

計画期間は令和 3（2021）年度から令和 8（2026）年度までの 6 年間です。

4 国の動き

政府は、これまで男女共同参画社会への取り組みを進め、昭和 50（1975）年に総理府に婦人問題企画推進本部を設置し、昭和 52（1977）年に「国内行動計画」を策定しました。昭和 60（1985）年には「男女雇用機会均等法」を制定、平成 8（1996）年に「男女共同参画 2000 年プラン」を策定しました。

平成 11（1999）年、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国の社会を決定する最重要課題と位置づけた「男女共同参画社会基本法」を制定し、翌年の平成 12（2000）年には、初めての法定計画である「男女共同参画基本計画」を策定しました。

また、平成 13（2001）年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の制定など、男女共同参画推進に向けた法整備も進めました。平成 17（2005）年には「男女共同参画基本計画（第 2 次）」、平成 22（2010）年には「第 3 次男女共同参画基本計画」を策定し、平成 19（2007）年には、関係閣僚、経済界・労働界の代表等による仕事と生活の調和推進官民トップ会議において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定しました。

平成 27（2015）年に制定された「女性活躍推進法」の施行及び令和元（2019）年の同法の改正に基づき、地方自治体における推進計画や特定事業主行動計画の策定、一定規模以上の事業主における一般事業主行動計画^(*)の策定の義務づけなどの施策により、職業生活における女性活躍の推進が重点的に進められています。平成 28（2016）年に策定された

「第4次男女共同参画基本計画」では、男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍が柱に据えられました。

平成30(2018)年には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」と「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(以下、「働き方改革関連法」という。)」を制定。令和元(2019)年にはセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等のハラスメント防止対策を強化するため、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」、「労働施策の総合的な推進並びに従業員の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(以下、「労働施策総合推進法」という。)」を改正し、あらゆる分野において女性の参画拡大に向けての基盤整備が進められています。

令和2(2020)年に策定された「第5次男女共同参画基本計画」では、女性の参画拡大が柱に据えられ、さらなる取り組みを進めることとしています。

第5次男女共同参画基本計画

4つの政策領域と11の個別分野

政策領域Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大

第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

第3分野 地域における男女共同参画の推進

第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進

政策領域Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

第7分野 生涯を通じた女性の健康支援

第8分野 防災・復興における男女共同参画の推進

政策領域Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

政策領域Ⅳ 推進体制の整備・強化

(*) 一般事業主行動計画：ここでは「女性活躍推進法」に基づくものを指す。雇用主としての民間企業等(一般事業主)は、「女性活躍推進法」に基づき、女性の活躍状況の把握・分析を行い、数値目標や取組内容等を盛り込んだ一般事業主行動計画を策定するものとされている。常時雇用する従業員が301人以上の一般事業主は、行動計画の策定・届出及び公表・周知が義務づけられている。令和元(2019)年の法改正により、常時雇用する従業員が101人以上の一般事業主にも、令和4(2022)年度より同様に義務づけられることとなった。

5 県の動き

兵庫県は、平成4（1992）年に女性施策の展開拠点として「県立女性センター」を設置しました。平成13（2001）年に、「ひょうご男女共同参画プラン21（第1次兵庫県男女共同参画計画）」を策定、平成18（2006）年に「後期実施計画」を策定しました。さらに平成14（2002）年には「男女共同参画社会づくり条例」を制定し、県民、地域活動団体、企業、行政等の参画と協働により取り組みを進めてきました。

平成23（2011）年に、「新ひょうご男女共同参画プラン21（第2次兵庫県男女共同参画計画）」、平成28（2016）年には、第3次兵庫県男女共同参画計画となる「ひょうご男女いきいきプラン2020」を策定し、女性活躍推進法第6条に基づく「都道府県推進計画」として位置づけました。令和3（2021）年には第4次兵庫県男女共同参画計画を策定し、少子高齢化による人口減少社会の本格化、これに伴う社会情勢の変化、多発する自然災害への対策、人々の生活様式や意識・価値観の多様化等にも対応しながら、さらなる取り組みを展開していくこととしています。

第4次 兵庫県男女共同参画計画

6つの重点目標と15の推進項目

重点目標1 女性の活躍と兵庫への定着の推進

- 推進項目1 あらゆる分野への女性の参画拡大
- 推進項目2 女性の能力発揮の促進と環境整備
- 推進項目3 兵庫への定着の推進

重点目標2 男性にとっての男女共同参画の推進

- 推進項目4 男性の家庭・地域活動への参画促進
- 推進項目5 男性中心型の働き方の見直し

重点目標3 ワーク・ライフ・バランスの推進

- 推進項目6 仕事と生活を両立できる職場環境づくり
- 推進項目7 働きやすく働きがいのある環境づくり

重点目標4 互いに支え合う家庭と地域

- 推進項目8 地域ぐるみの家庭支援体制の充実
- 推進項目9 地域における男女共同参画の推進
- 推進項目10 男女共同参画の視点に立った防災体制の推進

重点目標5 安心して生活できる環境の整備

- 推進項目11 生涯にわたる男女の健康対策
- 推進項目12 生活のセーフティネット
- 推進項目13 多様な人々が安心して生活できる環境の整備

重点目標6 次世代への継承

- 推進項目14 若者の就労と出会いの支援
- 推進項目15 多様な選択を可能にする教育・学習

6 市民意識調査からみる現状と課題

令和元（2019）年に実施した「加古川市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果からみる現状と課題の概要は、次のとおりとなりました。

調査の概要

調査地域 加古川市全域
調査対象 市内在住の満 18 歳以上の男女（令和元（2019）年 11 月 1 日現在）
標本数 3,000 人
抽出方法 住民基本台帳から年齢階層別に無作為抽出
調査方法 質問紙法（無記名自記式）、配布・回収ともに郵送
調査期間 令和元（2019）年 11 月 22 日～12 月 13 日

対象者数	有効回答数	有効回収率内訳（率）			
		全体	女性	男性	無回答
3,000 (100%)	1,162 (38.7%)	1,162 (100%)	672 (57.8%)	487 (41.9%)	3 (0.3%)

（参考）前回調査 平成 26（2014）年実施

対象者数	有効回答数	有効回収率内訳（率）			
		全体	女性	男性	無回答
3,000 (100%)	1,245 (41.5%)	1,245 (100%)	666 (53.5%)	514 (41.3%)	65 (5.2%)

（1）男女の平等観などについて

「男女共同参画社会」という言葉を「知っている・聞いたことがある」と認知している人は 69.8%と、前回調査とほぼ同じ割合となっています。一方、「ジェンダー」^(※4) の認知が 25.4 ポイント増加して 75.9%、ハラスメント関連の言葉の認知が 90%を超えています。また、「セクシュアル・マイノリティ」^(※5) は 77.8%が認知しています。（図 1）

男女の地位に関する平等感については、「社会全体で」、「平等」と回答した人の割合は 12.9%となっており、男性が優遇されている（「男性が優遇」と「やや男性が優遇」の合計）と感じている人は 71.6%です。また、男性は 19.3%が「平等」と回答したのに対し、女性は 8.3%にとどまり、男女間の意識の差がみられました。前回調査とどちらもほぼ同じ結果となっています。（図 2）

（※4）ジェンダー：社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性に基づいて社会的に要求される役割のこと。

（※5）セクシュアル・マイノリティ：性のあり方が、社会的にマイノリティ（少数者）であることにより、さまざまな不利益を被っている人のこと。身体的な性、性の自認、性的指向により、人それぞれに異なる。

固定的な性別役割分担意識を問う「ジェンダーに関する意識」については、どの項目も前回調査よりも平均10ポイント以上反対意見（「反対」と「どちらかといえば反対」の合計）が増加しています。「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」と「家族の介護・看護は、男性より女性がする方がよい」は、今回の調査では反対意見が50%以上を占めています。「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という意識は反対意見が全体としては50.9%ですが、年代や性別によって27.3%から68.3%と大きな差がありました。一方、賛成意見（「賛成」と「どちらかといえば賛成」の合計）が50%以上を占めるものは「子どもが3歳くらいまでは母親の手で育てる方がよい」、「家族を養うのは男性の役割だ」、「男の子は男らしく、女の子は女らしく育てる方がよい」となっています。（図3）

「男性であるがゆえに大変だなと感じたことがあるか」については、「よくある」と「時々ある」の合計は62.9%となっており前回調査から4.7ポイント増加しています。（図4）

また、そう感じた理由については「経済力が求められるから」が77.5%で前回調査と同じく最も高くなっていました。

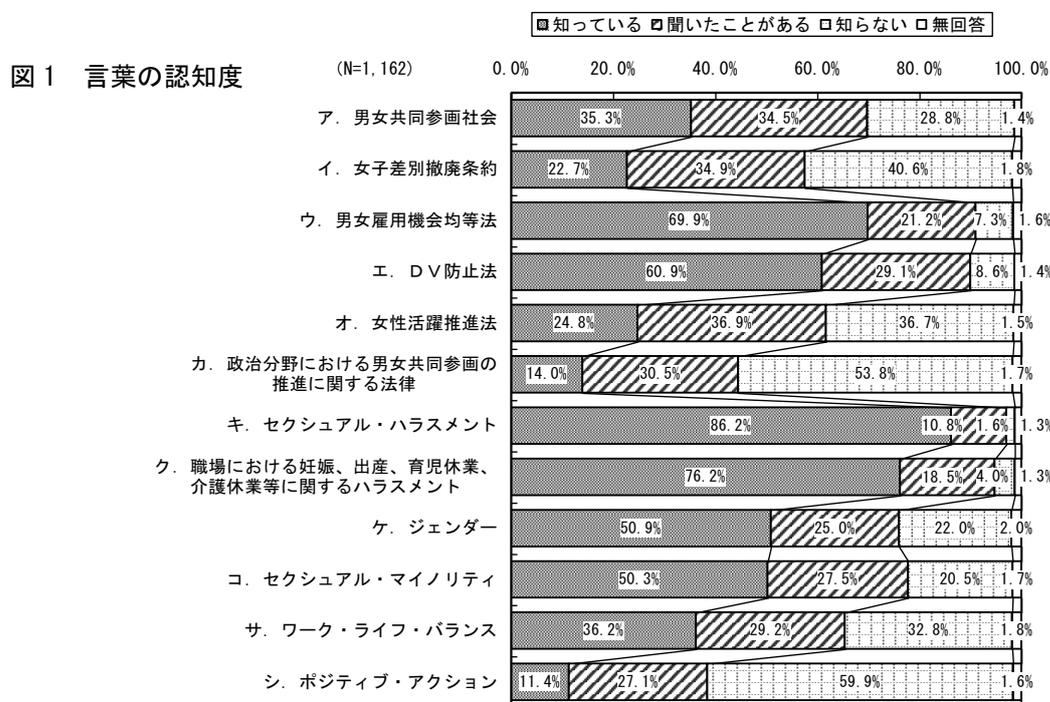


図2 男女の地位の平等感

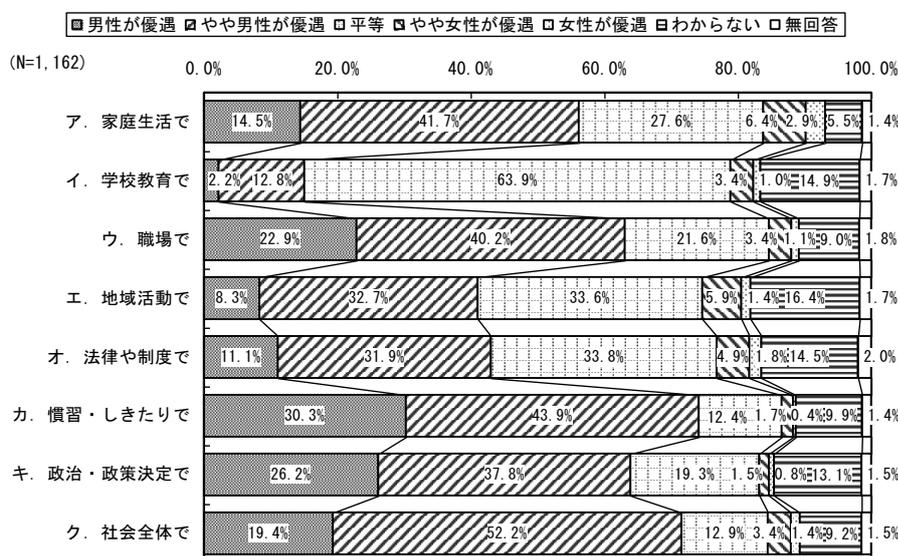


図3 ジェンダーに関する意識

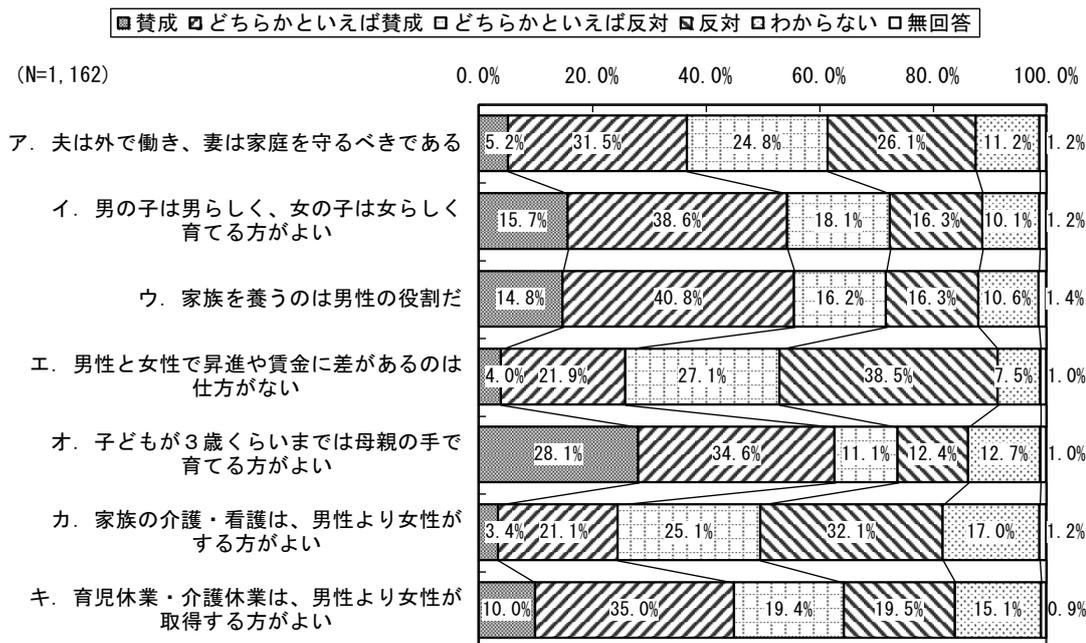
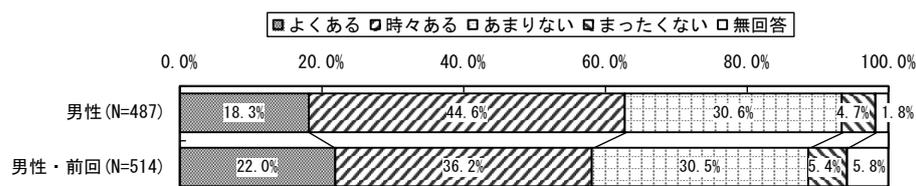


図4 男性であるがゆえに大変だと感じるか



調査結果からの考察・今後の取組方針

男女共同参画に関連する言葉の認知度の向上については、平成27(2015)年に開催された国際サミットの中で、SDGs(持続可能な開発目標)に「ジェンダー平等」が挙げられていることや、ジェンダー・ギャップ指数^(*6)、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント^(*7)などの問題、セクシュアル・マイノリティなどについてメディアで取り上げられる機会が多くなっていることが影響していると考えられます。男女の地位の平等感については、前回の調査と同様に、学校教育以外の分野では男性が優遇されているという意識を持つ人が多く、また女性は男性ほど平等感を得られていません。

固定的な性別役割分担意識は少しずつ解消されてきていると考えられます。しかし、「家族を養うのは男性の役割だ」という性別役割分担意識がもととなる経済的負担感に大変さを感じる男性が多い状況は続いているままです。

男女間や世代間の考え方の違いを踏まえながら、男女がともに社会を担う意識づくりを継続して進め、広報紙やSNSなど様々な媒体を活用した情報発信や、学校教育、生涯学習の場などあらゆる場面での情報提供を積極的に行っていく必要があります。

(*6) ジェンダー・ギャップ指数：世界経済フォーラムが毎年発表している、世界各国における男女格差を測る指数。4つの分野別指数や総合指数、順位等が発表される。

(*7) マタニティハラスメント：妊娠や出産に伴う労働制限、就業制限、育児休業などにより業務に支障をきたすとの理由から受ける精神的・肉体的な嫌がらせのこと。

(2) 配偶者等からの暴力（DV）について

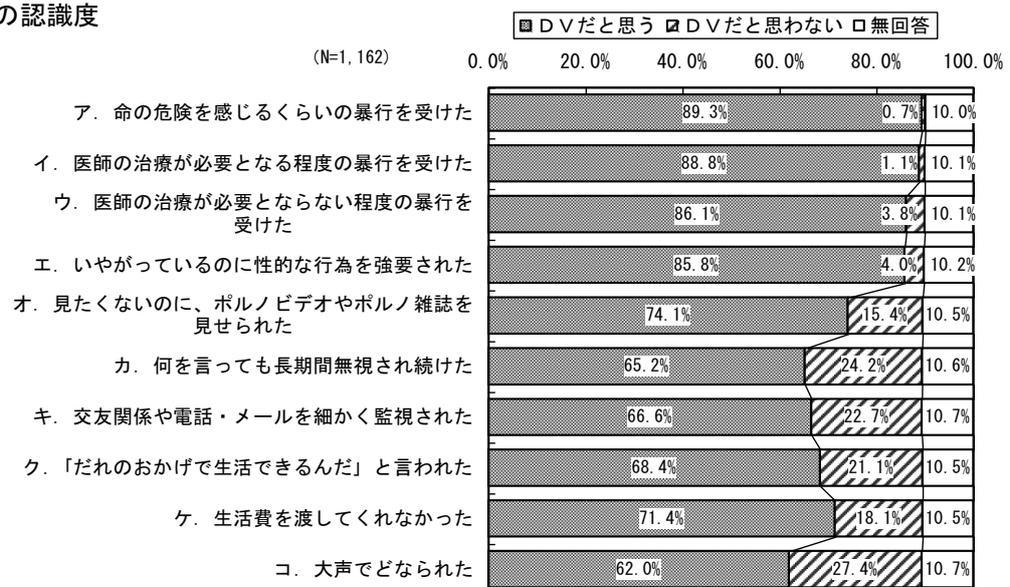
DV^(*8)の認識度について、「暴行を受けた」という身体的暴力については「DVだと思う」との回答がいずれも80%台後半と高い割合になっています。性的暴力についても「いやがっているのに性的な行為を強要された」では85.8%、「見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せられた」では74.1%、また、「生活費を渡してくれなかった」という経済的暴力についても70%以上がDVと認識しています。一方、「交友関係や電話・メールを細かく監視された」という社会的暴力や、「何を言っても長期間無視され続けた」、「大声でどなられた」等の精神的暴力については前回調査と比べて認識度は向上しているものの、60%台にとどまっています。(図5)

DVを受けた経験（「何度もあった」と「1～2度あった」の合計）について、身体的暴力では「命の危険を感じるくらいの暴行を受けた」3.2%、「医師の治療が必要となる程度の暴行を受けた」3.3%、「医師の治療が必要とされない程度の暴行を受けた」7.7%で前回調査から大きな変化はみられませんでした。DVを受けた経験が最も高かったのは「大声でどなられた」で30.0%。「何を言っても長期間無視され続けた」、「『だれのおかげで生活できるんだ』と言われた」も10%以上で、このような精神的暴力を受けた経験がある人が比較的多くなっていました。(図6)

DVの被害にあったときの相談については、「相談した」10.3%、「相談したかったが、だれ（どこ）に相談してよいかわからなかった」2.9%、「相談したかったが、相手からの仕返しが怖くてできなかった」1.8%となっています。一方、「相談しようとは思わなかった」は18.7%、「無回答」は66.3%で約3分の2を占めています。(図7)

被害にあったときの相談相手（相談先）については、「家族」が69.6%で最も高く、次いで「友人」47.8%、「市・県の相談窓口」17.4%、「警察」17.4%となっていました。

図5 DVの認識度



(*8) 配偶者等からの暴力(DV(ドメスティック・バイオレンス)):「配偶者等」とは婚姻関係にある相手方(事実婚を含む)のみでなく、離婚した元配偶者(事実婚にあった者)、生活の本拠をともにする(またはしていた)交際相手も含む。性別は問わない。暴力には、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的、社会的暴力も含まれる。

図6 DVを受けた経験

(N=1,162)

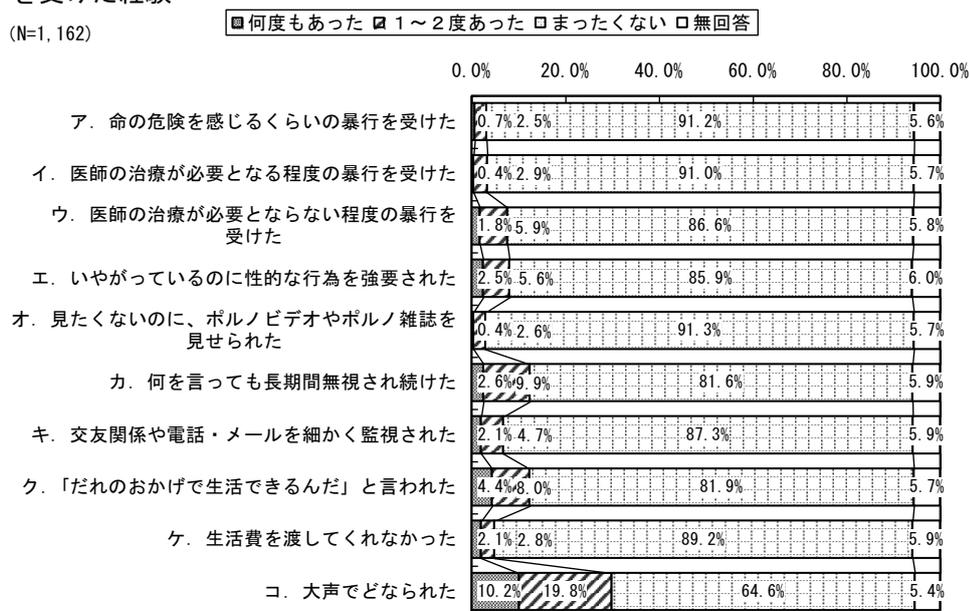
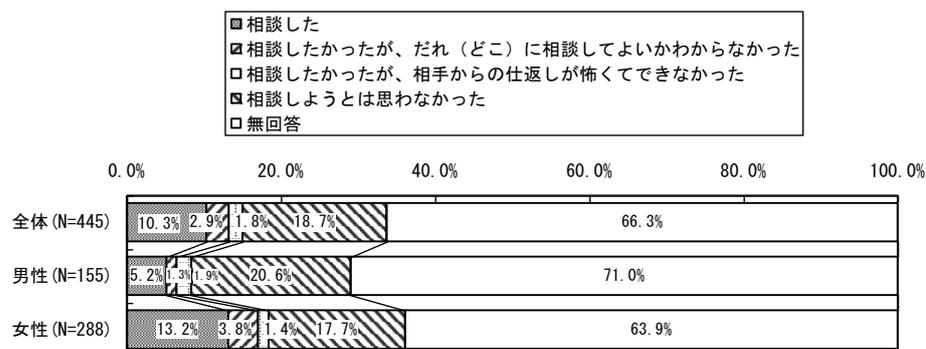


図7 DVの被害に合ったときの相談



調査結果からの考察・今後の取組方針

DVは大きく身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力に分類でき、そのうち身体的暴力については、依然として、ある程度の割合で被害経験のある人がいます。精神的暴力については、DVと認識している人が比較的少ないですが、一方で、他の暴力に比べて受けた経験がある人が多いという結果になっています。DVは重大な人権侵害であり、また、犯罪となりうる行為で、決して許されるものでないことを周知し、誰もが互いを尊重し合い対等な関係でいられるよう、暴力の根絶に向けて意識啓発に取り組む必要があります。DVの被害にあったときの相談について「無回答」の割合が高く、被害者自身がDVを受けている認識が薄いということや、DVだと感じられなくなっている状況もあるとかがえることから、引き続きあらゆる機会を通じてDVに対する正しい認識の普及・啓発を進めていく必要があります。

DVの被害にあったときの相談先として、「市・県の相談窓口」や「警察」の割合も増加しているものの現状では「家族」や「友人」が中心となっています。また、相談先がわからなかった人や相談しようと思わなかった人もあることから、被害の潜在化を防ぎ早急に解決を図れるよう、相談窓口の明確化や専門機関の情報提供、安心して相談できる環境整備に取り組む必要があります。

(3) 家庭生活について

夫婦の役割分担について、すべての項目において「妻がする」との回答は前回調査から減少し、「妻と夫と同程度」は増加しました。特に、10～20歳代では、「掃除・洗濯」、「子育て」、「高齢者や病身者の介護」、「地域行事への参加」を「妻と夫と同程度」とした回答が40%を超え、その他の項目についても「妻と夫と同程度」が他の年代と比べて高い傾向があります。(図8)

この1年間に参加した地域活動については、「町内会・自治会等の活動」が男性、女性とも最も多く、また、どの活動についても女性の方が参加している割合が高い傾向があり、「町内会・自治会等の活動」は男性41.9%、女性52.7%で女性が10.8ポイント高くなっています。(26頁図23) 「町内会・自治会等の活動」、「防災訓練や防災に関する研修会」、「仲間・友人と行うサークル活動」には「今後参加したい」という回答が男性、女性とも30%を超えています。(図9) この1年間に地域活動に参加していない人の、今後の参加意向については、どの活動においても「わからない」の回答が最も多いですが、一方、活動に参加している人は、同じ活動に「今後参加したい」という意向を持つ割合がいずれも50%以上と高くなっていました。

男性の家庭・地域活動への参加に必要なことについては、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること」を80%近くの人が必要と考えており、「当事者(夫婦間)の考え方を尊重し、まわりの人が固定的な観念等を押しつけないこと」を必要と考える人の割合は前回調査から30.6ポイント増加して65.7%となっています。男性と女性の間で差が大きい項目は「男性が家事などを行うことに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」で、女性が18.2ポイント高くなっています。(図10)

「生活の中の優先度」の希望については、男性は『仕事』と『家庭生活』をともに優先したいとの回答割合が高く、女性は『家庭生活』を優先したいと『仕事』と『家庭生活』をともに優先したいが同程度であるのに対し、現実には、男性は『仕事』を優先している、女性は『家庭生活』を優先しているが最も高くなっています。(26頁図22)

図8 夫婦の役割分担

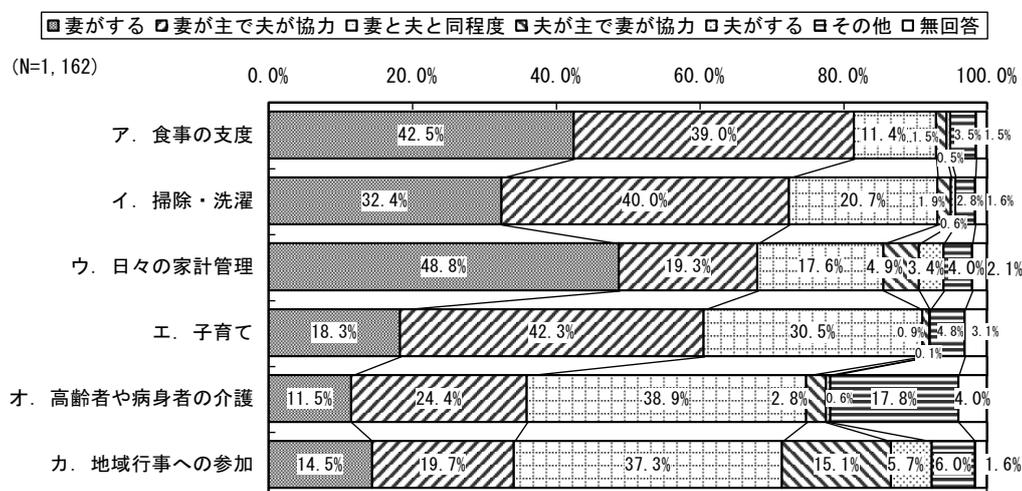


図9 地域活動への参加意向

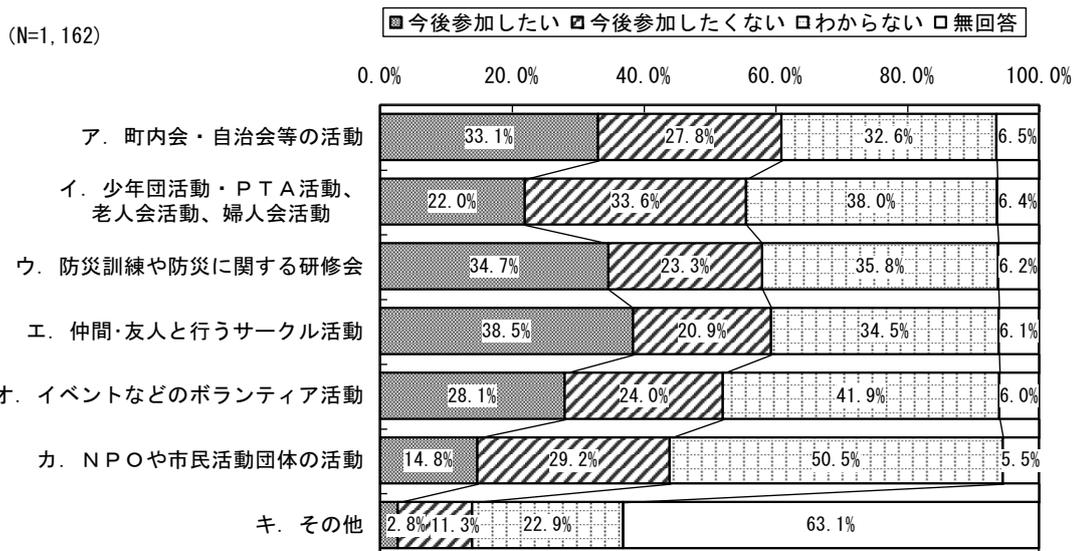
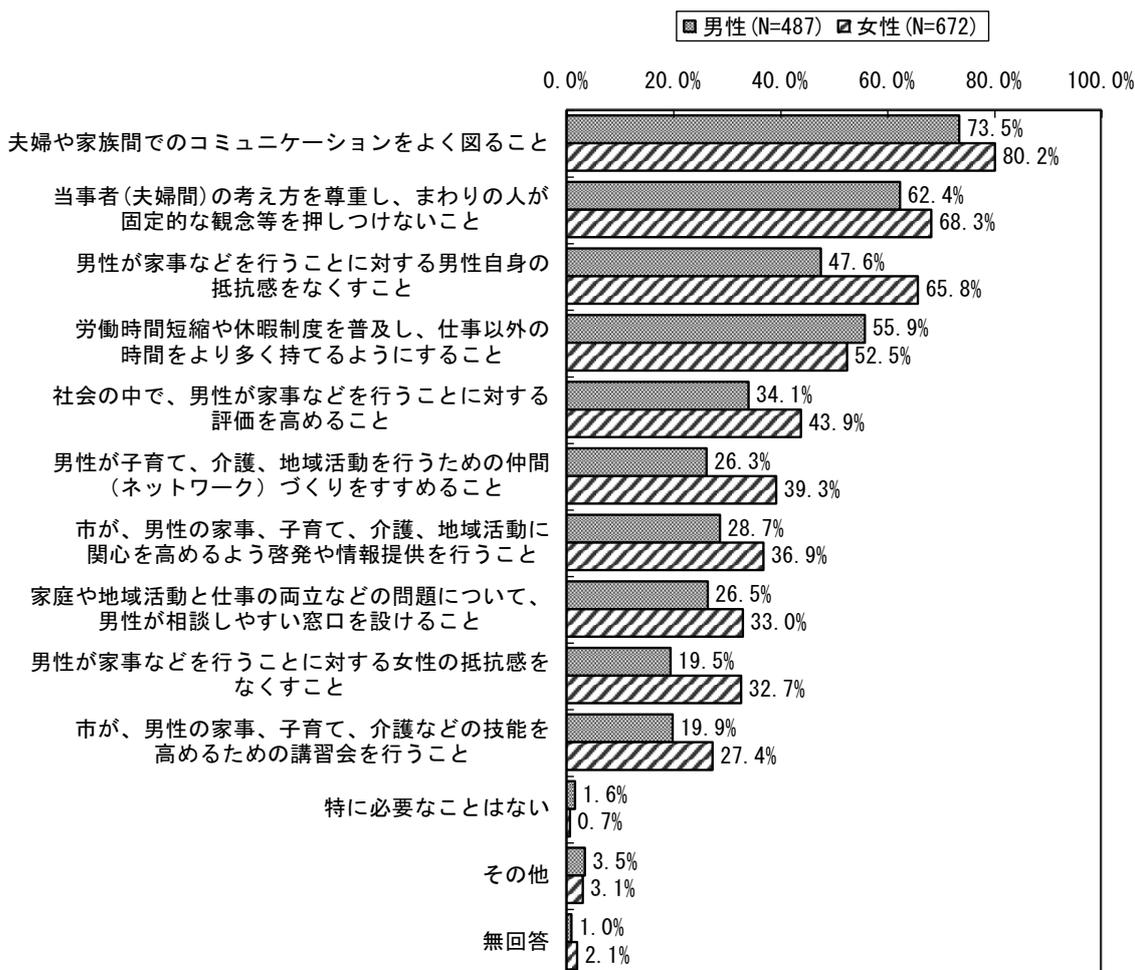


図10 男性の家庭・地域活動への参加に必要なこと（複数回答）【性別】



調査結果からの考察・今後の取組方針

夫婦の役割分担において、10～20歳代と30歳代の若い年代で「家庭内での男女共同参画」が進んでいることがうかがえるため、若年層への啓発をより積極的に行うことで、意識の定着、広がりにおいて高い効果が得られると考えられます。平均すると家庭内の仕事の多くをいまだに妻が担っている現状があり、年代にかかわらず男性の家庭参画をさらに進めていく必要があります。

地域活動に「今後参加したい」という希望を持つ人がいる一方で、参加したいかどうか「わからない」という人もいるため、市民と協働のまちづくりを進めていけるよう、地域活動の内容を周知し、情報発信をしていく必要があります。また、地域活動に参加している女性は多いにもかかわらず、リーダー的な役割を担っているのは男性が多いという現状があります。地域活動への男女共同参画をさらに推進し、固定的な性別役割分担意識にとられず、男女がともに助け合い責任を分かち合う社会づくりを進めなければなりません。特に近年は地震や集中豪雨などの自然災害が各地で発生しており、男女共同参画の視点を持った防災対策に取り組む必要性も高くなっています。

また、現実での仕事と家庭の優先度については、それぞれ一人ひとりが、仕事・家庭生活・地域活動において自分が希望するバランスで生きることができるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）^(*)をさらに推進していく必要があります。

（４）女性の就労について

女性の就労についての考えでは、「結婚や出産などで一時仕事をやめ、子育てが終わると再び仕事をもつ方がよい」との回答割合が43.6%と最も高いですが、前回調査より9.7ポイント減少し、半数を下回りました。一方、「結婚や出産にかかわらず仕事を続ける方がよい（育児休業を取得する場合を含む）」との回答は38.9%で、前回調査より15.5ポイント増加しています。（図11）

女性の就労についての家庭の現状について、30歳代では「仕事を続けている」が37.8%で最も高いですが、40歳代になると「一時仕事をやめたが、子育てが一段落したあと再び働いている」が最も高く38.2%となっています。30歳代では「仕事を続ける方がよい」という考えを約70%の人が実現できています。しかし40歳代では、就業継続の希望を実現できているのは約47%で、一時仕事をやめたあと再び働いている人のほうが多くなっています。（図12）

女性の就労状況については、「仕事をしている」との回答が30歳代から50歳代にかけて70%を超え、前回調査と比べるとそれぞれ14.5ポイント、1.8ポイント、7.6ポイント増加しています。（22頁図20）30歳代は27.6%、40歳代は20.9%の女性が「就労していない」と回答していますが、そのうち就労意向がある（「すぐに働きたい」と「将来は働

（*）ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）：一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

きたい」の合計) のはそれぞれ 81.2%、71.0%となっていました。(図 13)

現在仕事をしていないが就労意向がある女性の「働くにあたって気がかりなこと」については、「自分に向けた仕事につけるか」が前回調査から 17.6 ポイント増加し、58.9%で最も高くなっています。年代で見ると、30 歳代、40 歳代のそれぞれ約 77%が「家庭との両立ができるか」を回答しています。また、30 歳代、40 歳代では「早朝・夜間・休日や、子どもが病気の時の保育をどうするか」、「放課後の保育をどうするか」の回答も他の年代よりも高く、50 歳代では「家族の介護」の回答が他の年代よりも高くなっており、世代によって顕著な差がみられます。(図 14)

図 11 女性の就労についての考え

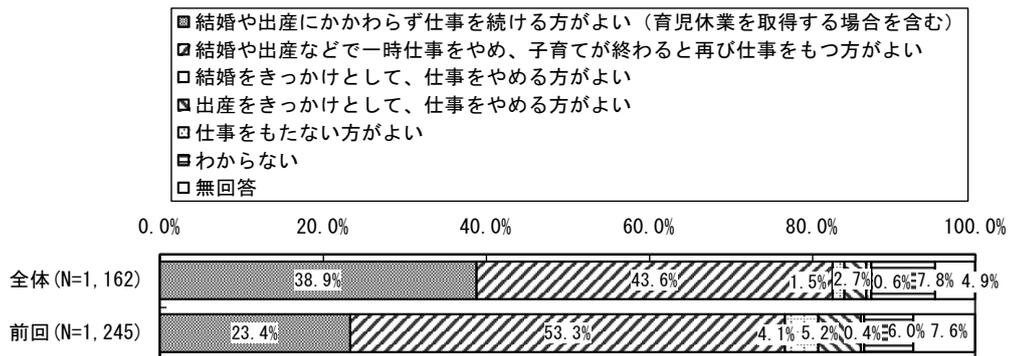


図 12 女性の就労についての家庭の現状

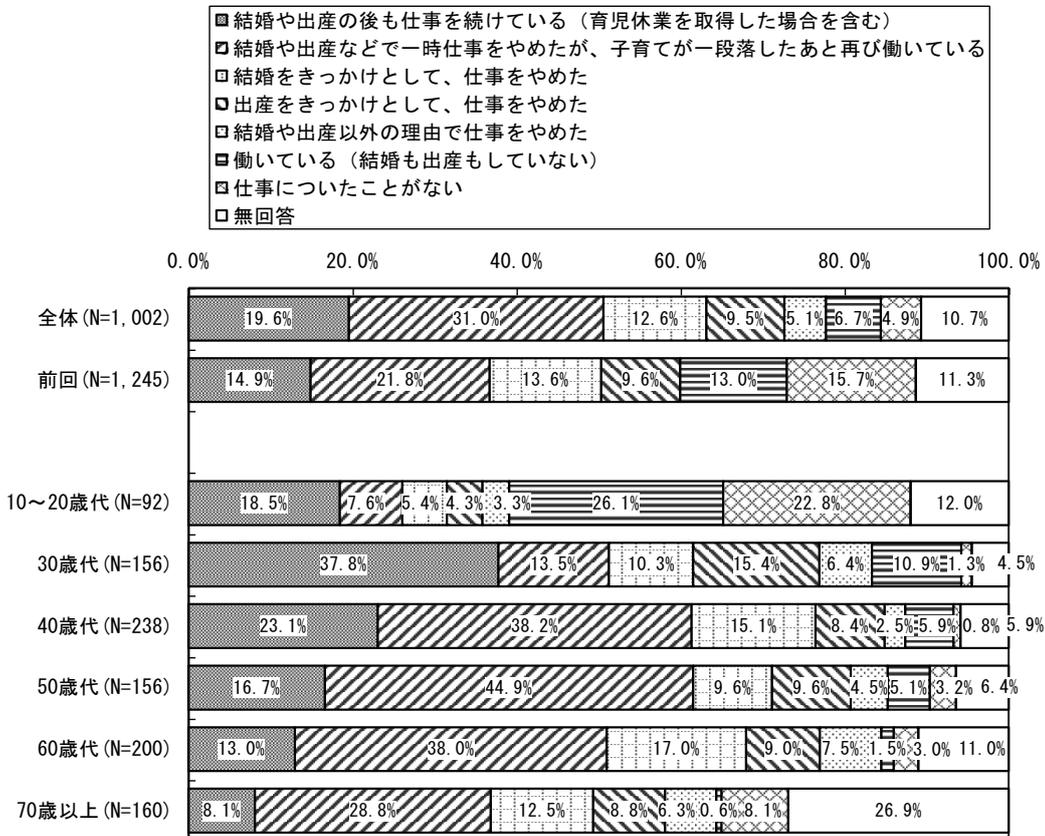


図 13 就労していない女性の就労意向

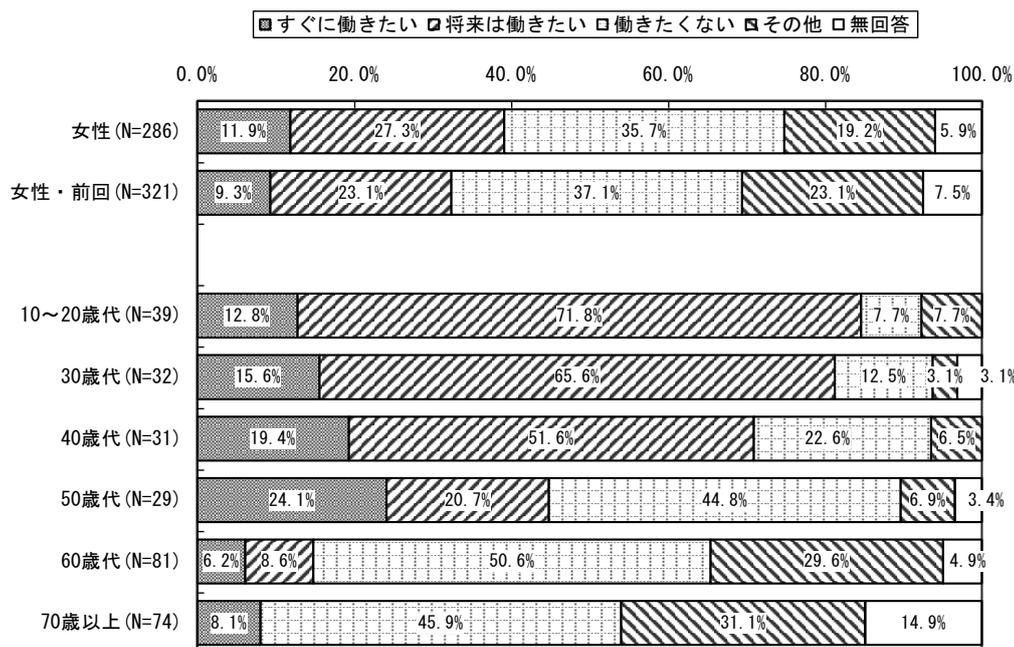


図 14 女性の就労について気がかりなこと（複数回答）

	有効回答数	年齢制限を受けないか	自分に向いた仕事につけるか	求人情報を見つけるか	自分の資格や能力が通用するか	職場の人間関係がうまくいくか	賃金等、望む労働条件が得られるか	家庭との両立ができるか	自分の健康状態や体力
女性	112	42.9%	58.9%	14.3%	24.1%	54.5%	37.5%	49.1%	50.0%
女性・前回	104	54.8%	41.3%	12.5%	29.8%	49.0%	31.7%	54.8%	38.5%
10～20歳代	33	6.1%	60.6%	0.0%	24.2%	63.6%	57.6%	30.3%	33.3%
30歳代	26	26.9%	46.2%	23.1%	15.4%	42.3%	30.8%	76.9%	34.6%
40歳代	22	59.1%	54.5%	22.7%	31.8%	59.1%	27.3%	77.3%	63.6%
50歳代	13	84.6%	76.9%	30.8%	23.1%	69.2%	46.2%	38.5%	76.9%
60歳代	12	83.3%	66.7%	8.3%	33.3%	50.0%	8.3%	25.0%	83.3%
70歳以上	6	83.3%	66.7%	0.0%	16.7%	16.7%	33.3%	0.0%	33.3%
		か家族の理解が得られる	子ども入所が保育所等の施設	子どもが夜間・休日の保育	早朝・病間・休日や、放課後の保育をどうするか	家族の介護	その他	特にない	無回答
女性		8.9%	11.6%	24.1%	16.1%	9.8%	0.9%	2.7%	1.8%
女性・前回		7.7%	23.1%	27.9%	20.2%	0.0%	1.0%	0.0%	0.0%
10～20歳代		6.1%	12.1%	12.1%	3.0%	0.0%	0.0%	6.1%	0.0%
30歳代		7.7%	26.9%	50.0%	30.8%	11.5%	0.0%	3.8%	3.8%
40歳代		9.1%	0.0%	31.8%	31.8%	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%
50歳代		15.4%	7.7%	15.4%	7.7%	30.8%	0.0%	0.0%	0.0%
60歳代		16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%
70歳以上		0.0%	16.7%	16.7%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%

調査結果からの考察・今後の取組方針

女性の就労に関する考えや状況は、前回の調査時と比べて大きく変化しています。結婚や出産後も仕事を続ける女性や、子育てが一段落したあと再び働く女性が増え、また、現在は就労していなくても、働きたいと考えている女性も多くいます。こうした現状を踏まえ、働きたい女性が安心して働ける環境を整備することが重要です。子育てや介護などを含む家庭生活と仕事が両立できるよう、支援制度を充実するとともに、働く場での女性の活躍推進について、今後さらに意識啓発を進め、女性の意思を尊重した職業生活ができるよう支援していく必要があります。また、就労にあたって「自分に向けた仕事につけるか」を気にかける割合が高くなっており、それぞれの希望に応じた多様な働き方への支援も必要です。

職場では依然として男性が優遇されていると感じる割合が高いという現状を踏まえ、性別にかかわらず誰もが個性や能力を発揮することができる職場づくりと合わせて、一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、企業や関係機関と連携して取り組みを進めることが重要です。

(5) 女性が活躍できる環境について

女性が職業生活において活躍できる環境にするために必要なことについては、「子育て・介護との両立のための職場の支援制度が整っていること」が70%を超えるなど、職場の制度や勤務時間、施設環境などを重視する回答の割合が高くなっています。また、女性が働くことに対する上司や同僚の理解、夫などの家族の支援といった意識が必要だと考える意見も60%を超えています。(図15)

職場でのハラスメントの状況について、自他を含めて何らかのハラスメントにあったことがある人は、年代によって若干の差はあるものの全体で42.8%となっており、男性、女性とも40歳代で最も割合が高く50%を超えていました。(22頁図21)

政治・経済・地域などの各分野で女性のリーダーを増やすために必要なことについては、「女性がリーダーになることに対する男性の抵抗感をなくすこと」、「家事・子育て・介護などにおける夫など家族の支援」、「男女の固定的な役割分担意識(「男は仕事、女は家庭」という考えなど)をなくすこと」などの意識面や、「保育・介護などの支援に関する公的サービスの充実」の回答が50%を超え、「長時間労働の改善など、働き方の見直しを進めること」といった働き方の見直しを求める意見も49.3%となっています。「保育・介護などの支援に関する公的サービスの充実」と「家事・子育て・介護などにおける夫など家族の支援」は、女性が男性よりそれぞれ約20ポイント高くなっています。(図16)

図 15 女性が活躍できる環境づくり（複数回答）【性別】

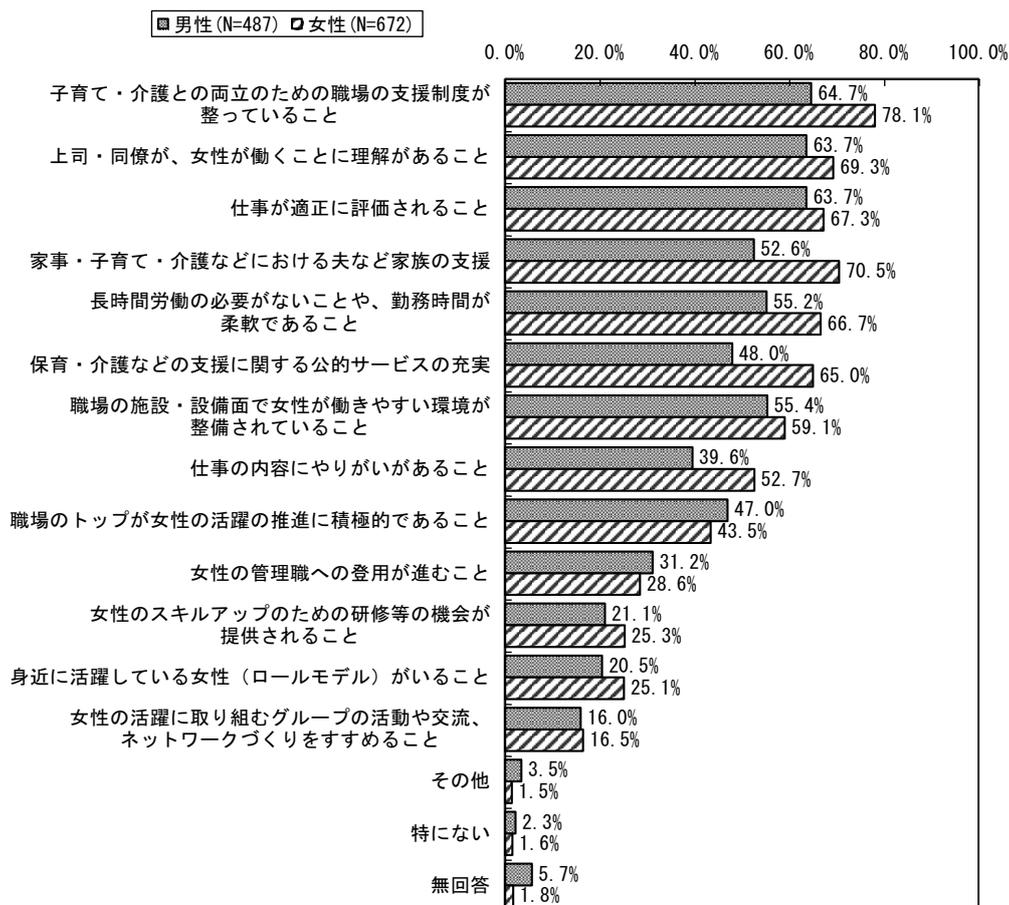
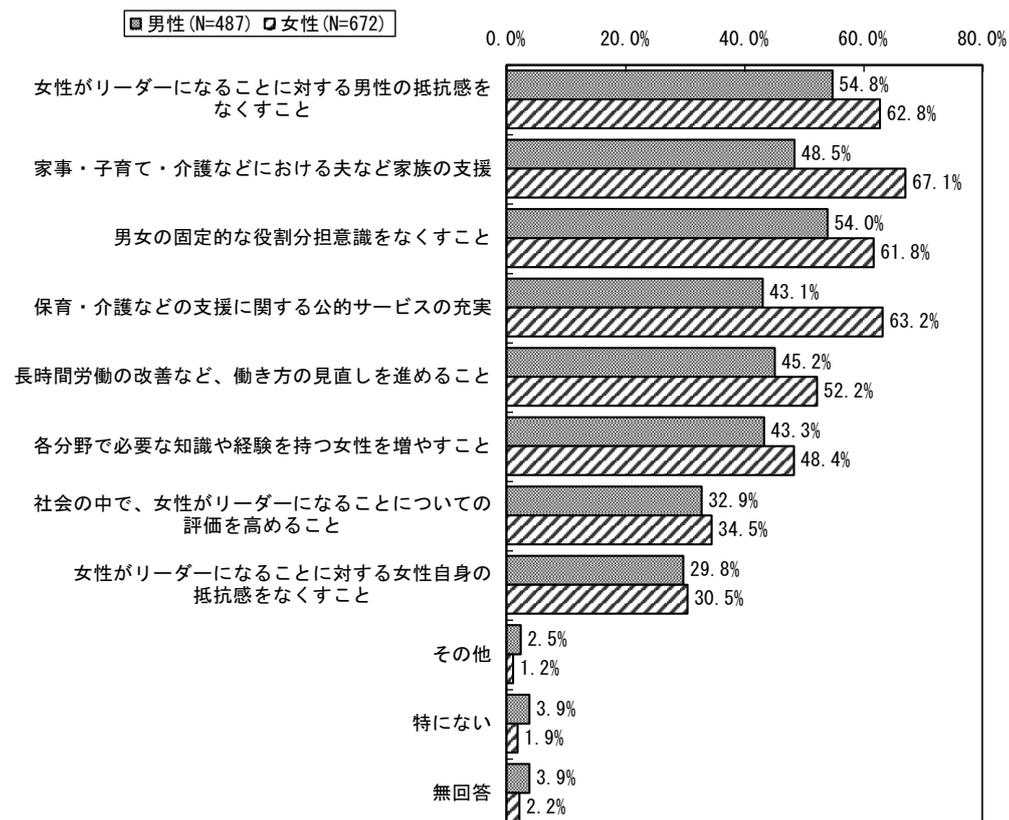


図 16 政治・経済・地域などの各分野における女性リーダーの育成（複数回答）【性別】



調査結果からの考察・今後の取組方針

女性が活躍できる環境づくりにおいて、家事・子育て・介護との両立のための職場及び家族の支援を必要とする割合が高く、また、上司や同僚の理解や、仕事に対する適正な評価といった意識や職場風土も必要とされています。職業生活における女性の活躍を推進するためには、企業や関係機関と連携して、制度面と風土・意識面の両方の環境整備を進めることが重要です。育児休業や介護休業の利用促進など、男性と女性がともに仕事と生活が両立できる環境を整えなければなりません。また、職場におけるハラスメントは女性の活躍推進を阻害するものであり、誰もが安心して働くことができるよう職場におけるハラスメント防止にさらに取り組む必要があります。

各分野における女性リーダーの育成においても、男性の抵抗感や男女の固定的な役割分担意識の解消と、家事・子育て・介護についての家族の支援や公的サービスの充実を必要とする割合が高くなっています。政治・経済・地域など様々な分野において女性が個性と能力を十分に発揮できるよう、女性のエンパワーメントに力を入れるとともに、男性、女性ともに、女性が意思決定の場におけるリーダーになることに対する抵抗感を払拭し、政策や方針決定過程への女性の参画をより一層推進する必要があります。また、男性の家事・育児・介護などの家庭参画促進や、男女の固定的な役割分担意識の解消、働き方改革などについて、さらに周知・啓発を進めていくことが必要です。

(6) 市の男女共同参画推進に関する施策について

「加古川市男女共同参画センターの認知度、利用度」は、センターを「利用したことがある」人は全体で3.3%、男性1.2%、女性4.6%でした。認知している割合（「利用したことがある」と「知っているが利用したことはない」の合計）は全体で31.2%、男性26.9%、女性33.9%で、利用度、認知度とも女性の方が高くなっています。前回調査と同様、「知らない」が66.7%で3分の2を占めています。（図17）

「男女共同参画社会の実現のため加古川市に望むこと」については、「保育や介護に関するサービスを充実する」が最も高く58.1%で、前回調査から15.1ポイント増加。「就労条件の改善や、男女の平等な扱い、働き方の見直しなどについて、企業等へ啓発する」は48.3%、「性別にかかわらず誰もがともに参画できる地域社会づくりを推進する」は45.4%で、それぞれ前回調査から15.3ポイント、18.8ポイント増加しています。（図18）

図17 加古川市男女共同参画センターの認知度、利用度

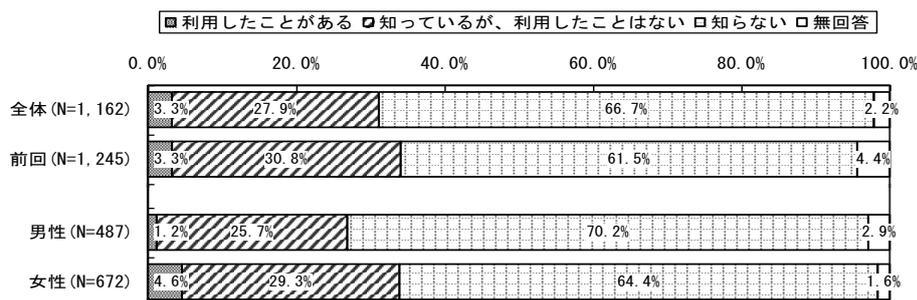
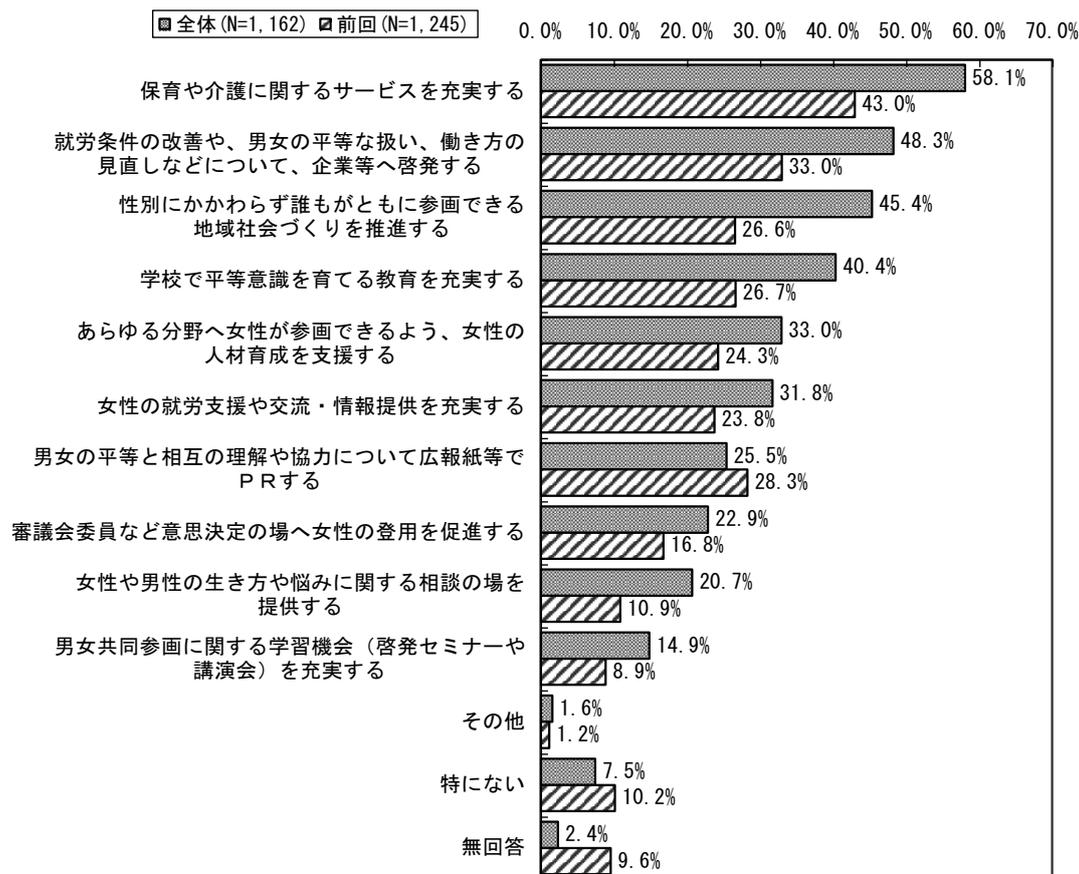


図 18 男女共同参画社会の実現のために加古川市に望むこと（複数回答）



調査結果からの考察・今後の取組方針

加古川市男女共同参画センターの認知度、利用度は前回調査からわずかに減少しました。性別では男性が女性より低く、年代では若年層が低くなっています。本市の男女共同参画を推進する拠点として、広報紙やSNSなど様々な媒体を活用して男女共同参画センターの機能等を市民に周知し、利用促進につなげていくことが大切です。

また、女性活躍推進法の施行や改正、働き方改革、男性の育児休業取得促進などにより、市の男女共同参画社会の実現のための施策へのニーズが高まっていると考えられます。

保育や介護サービスの充実をはじめ、男女がともに働きやすい環境の整備や、性別にかかわらずその個性と能力を發揮できる男女共同参画社会の実現に向けた意識醸成について、企業、関係機関、市民との協働により、社会全体で推進していく必要があります。



第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

男女が互いに思いやり 自分らしく ともに生きるまち 加古川

男女共同参画社会とは、「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会」です。

本市では、男女共同参画社会を確立し、「男女が互いに思いやり 自分らしく ともに生きるまち」を目指します。



2 策定方針

本計画は、目指すべき社会像及び最近の社会情勢を踏まえるとともに、市民意識調査や前計画の取組結果を受けて、今後6年間に実施する施策の基本的な方向と具体的な取り組みをまとめるもので、かつ実効性のあるものとします。

計画における施策目的を明確化し、効果的な計画の推進を図るため、重点目標を4つに分けて体系化するとともに、各分野における成果指標を設定します。

3 重点目標と施策体系

重点目標	推進項目	取組内容
1 あらゆる分野における女性の参画拡大    	① 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	1 審議会、管理職等における女性の登用の推進 2 政治分野における女性の参画拡大 3 女性のネットワークづくりへの支援
	② 就労の場における女性の活躍	1 女性が活躍できる環境の整備 2 女性のエンパワーメントの推進 3 各種ハラスメントの防止対策の推進
2 仕事・家庭・地域における男女共同参画の推進      	③ ワーク・ライフ・バランスの実現	1 一人ひとりの働き方の見直しの推進 2 仕事と生活を両立できる職場環境の整備 3 多様な働き方への支援
	④ 仕事と家庭を両立できる環境の整備	1 男性の家庭参画の推進 2 子育て環境の充実 3 介護環境の充実
	⑤ 互いに支え合う地域づくり	1 地域活動への参加、参画の推進 2 防災活動における男女共同参画の推進 3 高齢者、障がい者、外国人等が安心して生活できる環境の整備
3 安全・安心な暮らしの実現    	⑥ 生涯を通じた健康支援	1 命の教育、性の尊重の推進 2 心身の健康づくりへの支援
	⑦ あらゆる暴力に対する防止対策	1 女性、子ども、高齢者、障がい者等への暴力・虐待防止対策の推進 2 配偶者・パートナーからの暴力の防止対策の推進
4 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備    	⑧ 意識改革を進める啓発活動の展開	1 広報、啓発の充実 2 次代を担う若年層への啓発の充実
	⑨ 多様な選択を可能にする教育・学習の充実	1 子どもへの教育の充実 2 生涯学習の充実

- 1 本計画は女性活躍推進法第6条第2項の規定に基づく「市町村推進計画」であり、当該推進計画としての必要な取り組みを重点目標の「1 あらゆる分野における女性の参画拡大」「2 仕事・家庭・地域における男女共同参画の推進」において盛り込みます。
- 2 SDGs（持続可能な開発目標）を踏まえ、各ゴールと本計画の重点目標との対応関係を示します。

第3章 施策の方針と取組内容

重点目標1 あらゆる分野における女性の参画拡大

方針

すべての女性が自らの意思によって生き方を選択し、人生の各段階や、職場、家庭、地域等において、その個性と能力を十分に発揮できるよう、社会全体の意識醸成を図るとともに、あらゆる場面における女性の参画拡大を進めます。

<現状>

本格的な人口減少社会を迎える中、活力ある社会を維持していくためには、多様な視点や価値観、創意工夫をもたらす女性の活躍がこれまで以上に必要です。平成30(2018)年の「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の施行や、令和元(2019)年の「女性活躍推進法」の改正など、あらゆる場面において女性の参画拡大を進める機運が高まっています。

しかし、さまざまな分野で女性の社会進出が進んでいるにもかかわらず、企業や行政など社会的組織において、政策・方針決定の場に参画する女性の数はいまだ少なく、依然として低い水準にとどまっています。これには、社会制度や慣行、固定的な性別役割分担意識、偏見等に起因した社会的状況の格差などの要因がかかわっていると考えられます。

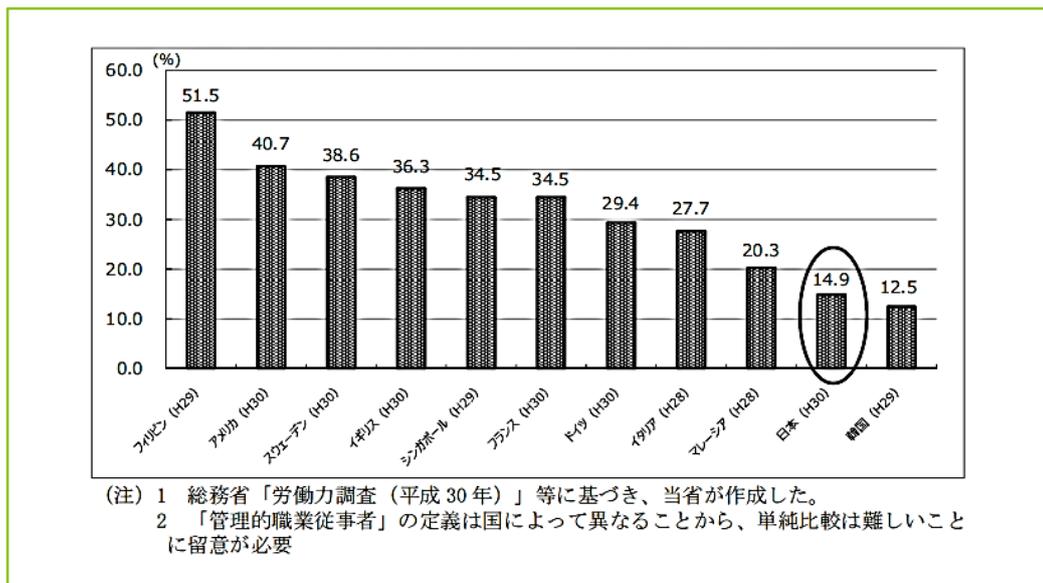
国際社会において、令和12(2030)年までにジェンダー平等の達成を目指していることを踏まえ、国においても、2020年代の可能な限り早期に、指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指すとしています。(図19)

女性の就労状況については、令和元(2019)年の市民意識調査の結果では、30歳代、40歳代、50歳代で「仕事をしている」と回答した人が70%を超えました。女性全体では、「仕事をしている」人が52.7%となり、前回調査(平成26(2014)年実施)よりも8.8ポイント増加して過半数を超えました。(図20)

令和元(2019)年には、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等の防止対策を強化するため、「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」、「労働施策総合推進法」が改正されました。ハラスメントのない社会の実現を目指し、女性をはじめとする多様な労働者が活躍できる就業環境を整備していくことになりました。(図21)

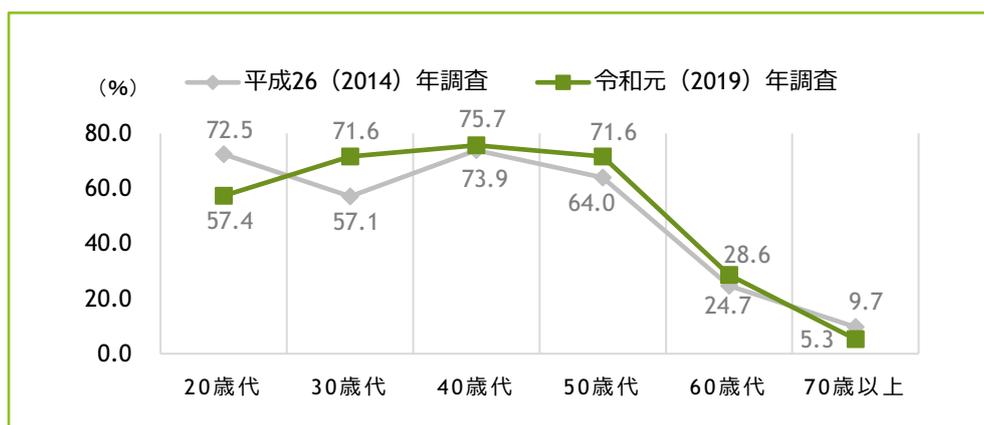


図 19 管理的職業従事者に占める女性の割合（国際比較）



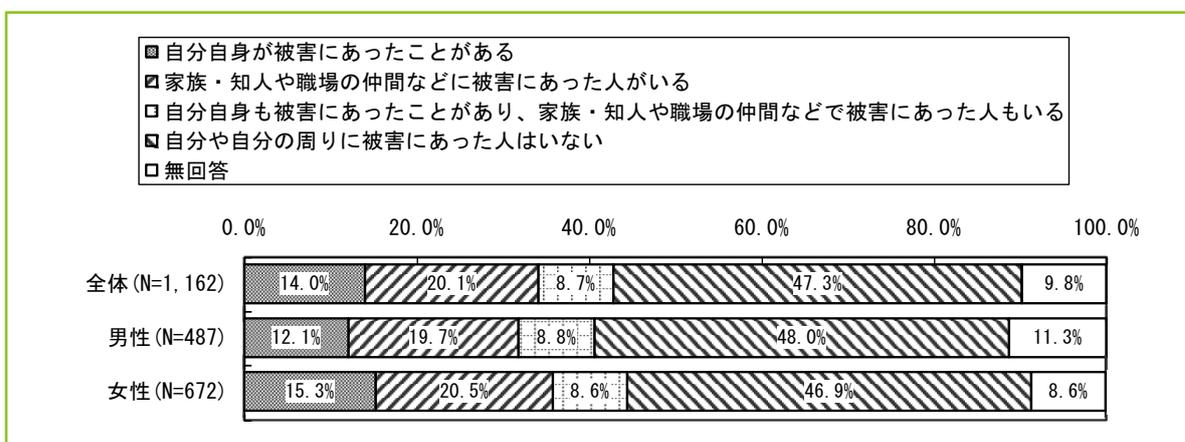
令和元（2019）年 女性活躍の推進に関する政策評価書（総務省）

図 20 女性の就業率



令和元（2019）年実施 男女共同参画に関する市民意識調査

図 21 職場でのハラスメントの状況



令和元（2019）年実施 男女共同参画に関する市民意識調査

推進項目① 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

多様性に富んだ活力ある経済社会を構築し、将来にわたって持続させるため、人材の活用、多様な視点の導入、新たな発想の取り入れ等の観点から、あらゆる分野において女性の参画拡大を進めます。

取組内容		所管
1	審議会、管理職等における女性の登用の推進	男女共同参画センター
2	政治分野における女性の参画拡大	男女共同参画センター
3	女性のネットワークづくりへの支援	男女共同参画センター

関連計画等

女性活躍推進法

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律



(*10) ポジティブ・アクション (=積極的改善措置) : さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、仕事に対する意欲の高い女性を積極的に登用し、能力を発揮してもらおうという企業の自主的な取り組みや制度のことをいう。

(*11) ダイバーシティマネジメント : 性別、年齢、国籍、障害の有無といった個人の属性にかかわらず、多様な人材の能力や発想、価値観を融合することで、企業等における組織の活性化を図り、経営基盤の安定化やマンパワーの強化を図る経営手法のこと。

推進項目② 就労の場における女性の活躍

女性が自己の意思に基づき、幅広い就労の場で活躍できるように支援します。企業が女性の活躍に向けた取り組みを円滑かつ効果的に実施できるよう、必要な環境の整備等を支援します。

取組内容		所管	
1	女性が活躍できる環境の整備	女性活躍推進の趣旨や意義について周知します。 企業の経営者や管理職の意識改革を進めます。 関係機関と連携して、女性が能力を發揮できる職場環境の整備を進めます。 中小企業や起業家における女性の活躍状況の「見える化」を進めます。	男女共同参画センター 産業振興課
2	女性のエンパワーメント ^(※12) の推進	リーダーとしての能力の獲得や、キャリア形成、スキルアップ等、女性が自ら力をつける機会を提供します。	男女共同参画センター
3	各種ハラスメントの防止対策の推進	セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等、各種ハラスメントの防止対策について、周知と意識啓発を進めます。	男女共同参画センター 産業振興課

関連計画等

女性活躍推進法

労働施策総合推進法



(※12) エンパワーメント：女性が政治・経済・社会・家庭など社会のあらゆる分野で、自分で意思決定し、行動できる能力を身につけることが、男女平等な社会の実現に重要であるという考え方のもと、これまでの社会環境から受けた比較や暴力など、自己を否定する影響を取り除き、誰もが潜在的に持っているパワーや個性を再生させること。

重点目標 2 仕事・家庭・地域における男女共同参画の推進

方針

男女がともに責任を分かち合いながら、仕事、家事、育児、介護、地域活動等の場で活躍でき、ともに生活しやすい社会の実現を目指します。

<現状>

高度経済成長期を通じて形成された、男性正社員を前提とした長時間労働がいまだに改善されていません。このことは、男性の家庭生活や地域活動への参画を困難にしており、その結果、女性の家庭生活等への負担が増大し、職場等で女性が十分に活躍できない一因となっていると考えられます。平成 30 (2018) 年に「働き方改革関連法」が成立し、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現等を推進することになりました。男性の暮らし方や意識の変革が求められるようになり、企業や国・地方公共団体における男性の育児休業等の取得推進のほか、男性の家事・育児等への参画に向けた意識の醸成が進められています。(図 22)

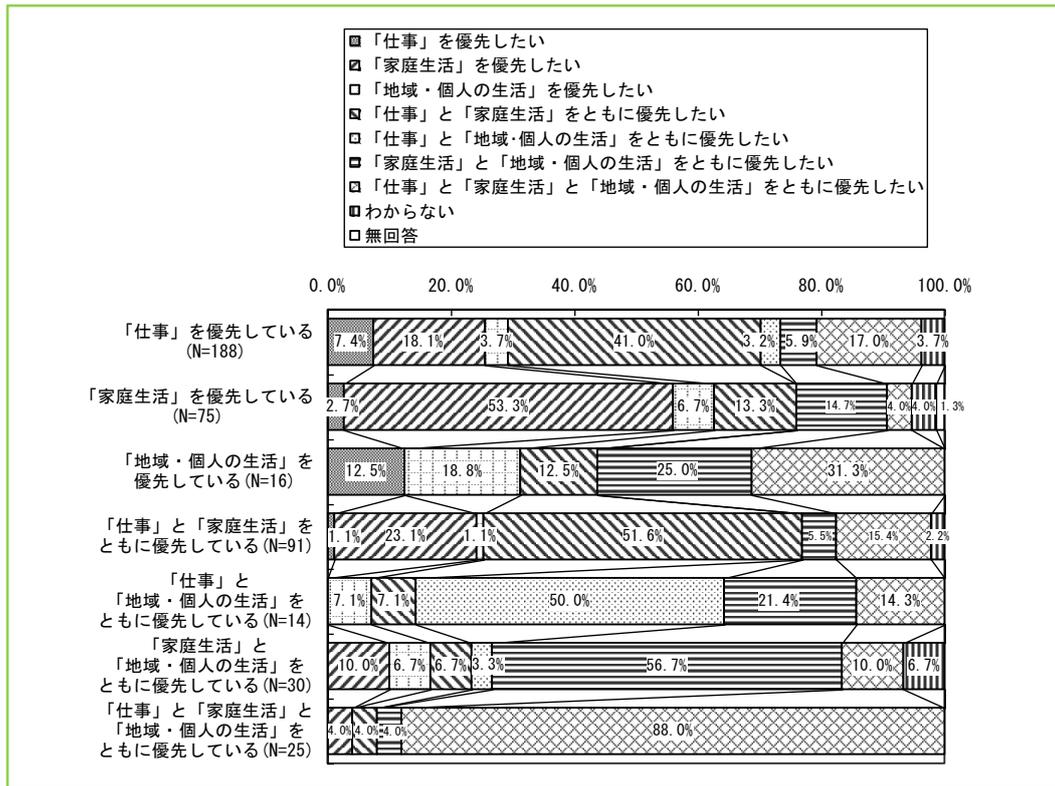
人口減少社会の本格化に伴い、性別にかかわらずともに仕事上の責任を果たすとともに、地域社会の一員として、家庭や地域での責任を果たす必要性が高まっています。また今後は一層、高齢化が進むことが見込まれ、年々要介護者は増加しています。介護による離職者は全国で年間約 10 万人に上り、介護は誰もが直面する可能性があります。子育てや介護をしながら、仕事や地域を担う人がさらに増えていくと考えられます。(図 23)

また、年齢、障害の有無、国籍等を理由に困難な状況に置かれている人々がいます。それに加え、女性であるためにさらに複合的に困難な状況に置かれる場合があります。多様な人々が、仕事や介護、子育て、防災・防犯活動、環境活動等の多様な活動を両立させることにより、地域社会に強いきずなが生まれ、誰もが生涯を通じてさまざまな分野で活躍することが可能となります。特に、近年は地震や集中豪雨などの自然災害が各地で頻発しており、命を守るため、豊かな人間関係の中で互いに支え合う地域づくりが求められています。

一人ひとりのワーク・ライフ・バランスが実現され、男性の家庭参画や、働く場での女性の活躍、老若男女の地域活動への参加が推進されることで、男女共同参画の視点により社会の幅広い問題について解決が図られ、新たな発展が促されることが期待されます。(図 24)

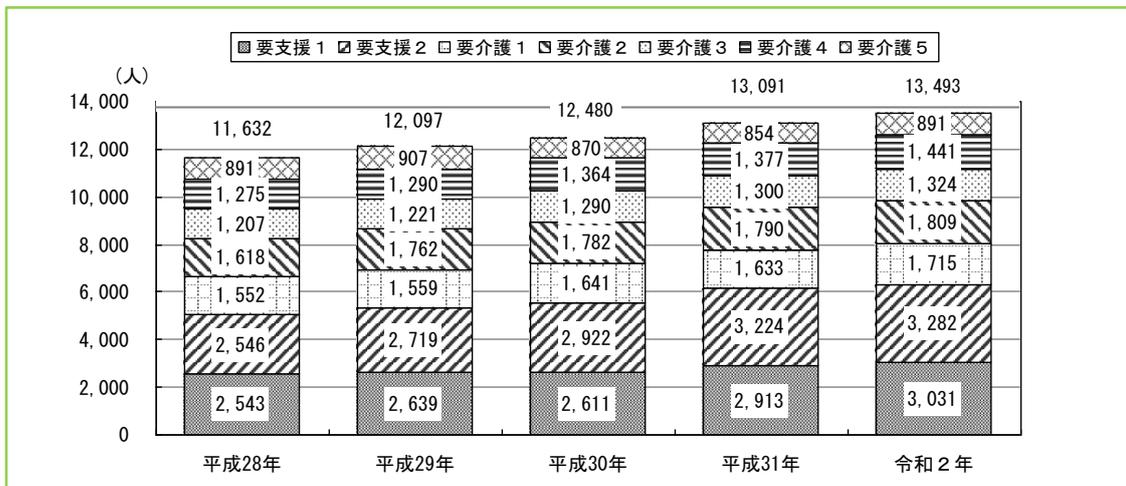


図 22 生活の中での優先度（「現実」×「希望」）【男性】



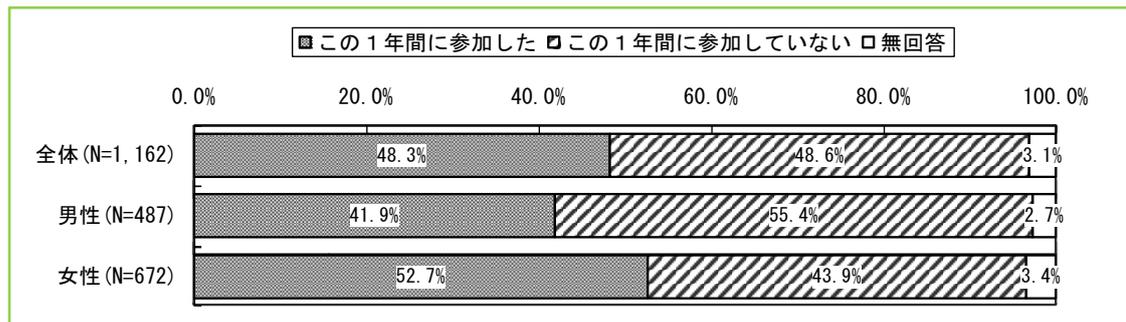
令和元（2019）年度実施 男女共同参画に関する市民意識調査

図 23 要支援・要介護認定者数の推移（各年 4 月 1 日現在）



第9期加古川市高齢者福祉計画・第8期加古川市介護保険事業計画

図 24 地域活動への参加状況 「町内会・自治会等の活動」



令和元（2019）年度実施 男女共同参画に関する市民意識調査

推進項目③ ワーク・ライフ・バランスの実現

多様な生き方や働き方を選択できるよう、生活全般についての意識の見直しを進めます。企業と連携し、多様で柔軟な働き方ができる職場環境の整備を進めます。

取組内容		所管	
1	一人ひとりの働き方の見直しの推進	仕事中心のライフスタイルの見直し等、ワーク・ライフ・バランスの重要性を啓発します。	男女共同参画センター 産業振興課
2	仕事と生活を両立できる職場環境の整備	関係機関と連携して意識改革を進め、働き方の改革や制度の充実等、職場環境の整備を進めます。	男女共同参画センター 産業振興課
3	多様な働き方への支援	起業やテレワーク ^(*13) の活用等、多様な働き方に対応する就労支援を行います。	男女共同参画センター 産業振興課

推進項目④ 仕事と家庭を両立できる環境の整備

女性の活躍を推進し、男女が仕事も家庭もともに担うことができるよう、子育て支援や介護施策の拡充も含めた総合的な社会環境の整備を進めます。

取組内容		所管	
1	男性の家庭参画の推進	家事、子育て、介護等、家庭への男性の積極的な参画を推進するため、意識啓発や交流の場を提供します。 男性の育児休業取得について、周知と意識啓発を進めます。	男女共同参画センター 高齢者・地域福祉課 こども政策課
2	子育て環境の充実	「加古川市子ども・子育て支援事業計画」において推進します。	こども政策課
3	介護環境の充実	「加古川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」において推進します。	高齢者・地域福祉課 介護保険課

関連計画等

- 加古川市地域福祉計画
- 加古川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
- 加古川市子ども・子育て支援事業計画
- 加古川市健やか親子 21



(*13) テレワーク：情報通信技術（ICT=Information and Communication Technology）を活用することにより、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。

推進項目⑤ 互いに支え合う地域づくり

一人ひとりが地域社会の一員としての自覚と責任を持ち、自発的かつ自律的に活動に参加し、互いに支え合って生きることでできる自助^(*14)・互助・共助^(*15)の地域づくりを進めます。

取組内容		所管
1	地域活動への参加、参画の推進 地域活動に多数の人の参加・参画が実現するよう、情報提供や働きかけを行います。 市民と市が協働するまちづくりを進めます。 町内会・自治会やPTA、市民団体等、地域活動において活躍できる女性リーダーを育成します。	協働推進課 男女共同参画センター
2	防災活動における男女共同参画の推進 男女共同参画の視点を持った、平時からの地域の防災対策への意識啓発を進めます。 地域の防災活動等において活躍できる女性リーダーを育成します。	危機管理課 男女共同参画センター 消防本部総務課 消防本部予防課
3	高齢者、障がい者、外国人等が安心して生活できる環境の整備 高齢者、障がい者の自立や社会参画を支援します。 地域に暮らす外国人との相互理解、国際理解を深めるための交流の機会を提供します。	国際交流センター 人権文化センター 高齢者・地域福祉課 障がい者支援課 介護保険課

関連計画等

- 加古川市地域防災計画
- 加古川市人権教育及び人権啓発に関する基本計画
- 加古川市協働のまちづくり基本方針
- 加古川市地域福祉計画
- 加古川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
- 加古川市障害福祉計画
- 加古川市障害児福祉計画



(*14) 自助：家庭で日ごろから災害に備えたり、事前に避難したりするなど、自分で身を守ること。

(*15) 互助・共助：災害時に地域の要援護者の避難に協力したり地域の人で消火活動を行ったりするなど、周りの人たちと助け合うこと。

重点目標3 安全・安心な暮らしの実現

方針

生涯を通じた健康支援やあらゆる暴力に対する防止対策を推進し、誰もが安心して生活できる環境を整備します。

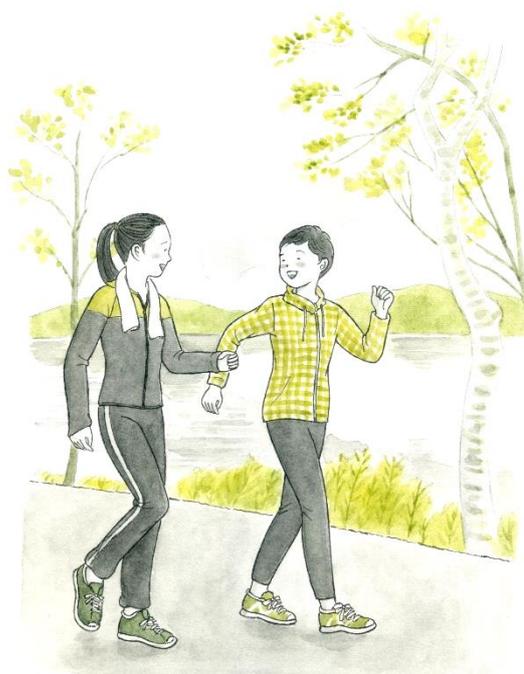
<現状>

誰もが互いの違いを十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提といえます。特に女性は妊娠・出産や女性特有の疾患を経験することがあり、自分の体に関することを自分自身で決められる「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」^(*16)の視点がなくてはなりません。さらに、女性の社会進出や晩婚化等婚姻をめぐる変化、平均寿命の伸長等に伴い、女性の健康維持に関する重要性が高まっています。そして人生100年時代の活躍を見据え、更年期前後が健康への取り組みの開始時期であるといわれるようになりました。(図25)

一方、過労死については男性が大部分を占めています。自殺も男性が7割を占めており、40歳代、50歳代のいわゆる「働き盛り」世代の自殺が多いことが特徴で、長時間労働等の働き方の問題が少なからず関わっていることが指摘されています。性別にかかわらず、心身の健康を享受していくためには、正確な知識や情報を入手し、主体的に行動することが必要となっています。(図26)

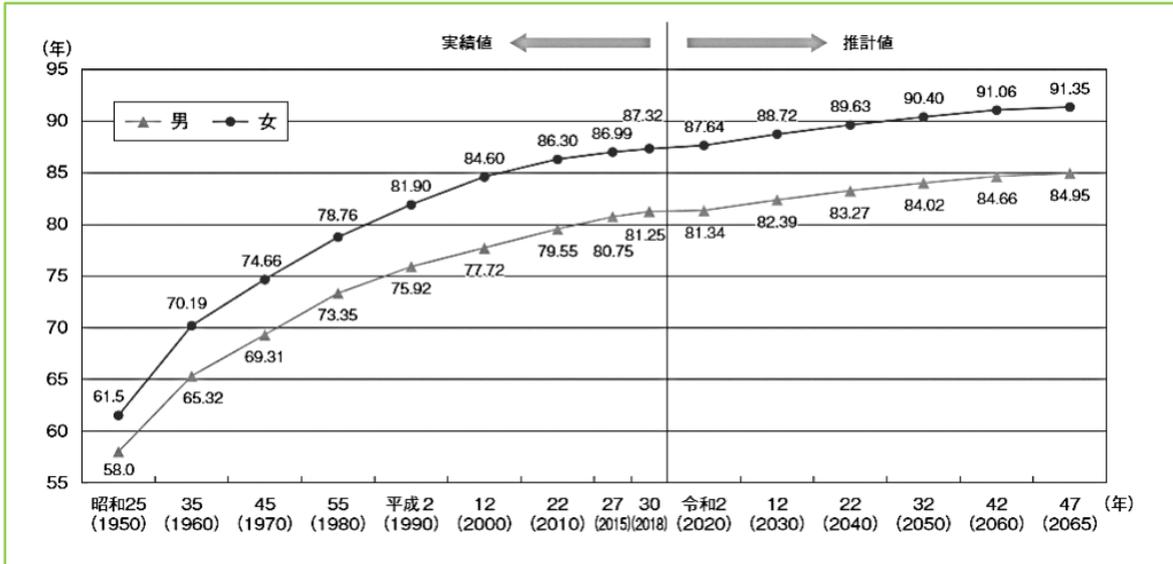
また、配偶者等からの暴力(DV)の被害者は圧倒的に女性が多く、このような女性に対する暴力は、固定的な性別役割分担意識や女性差別意識の問題が背景として潜んでいる場合があります。(図27) 配偶者等からの暴力(DV)のほか、児童虐待、高齢者虐待に関する相談・通報件数も、なお増加の傾向にあります。各関係機関の連携強化が進められ、被害者の保護や自立のための支援が広がってきています。

しかし、いまだに女性や身内に対する暴力は個人的な問題として捉えられることが多く、潜在化しやすいという特徴があります。暴力を容認しない社会意識の醸成が急がれます。



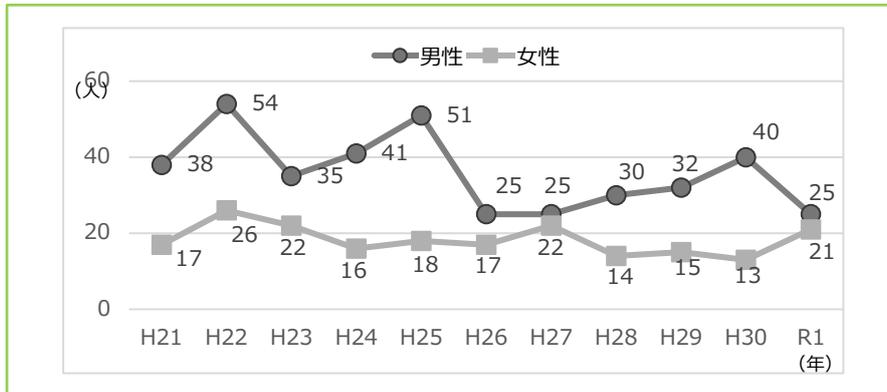
(*16) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）：1994年にカイロで開催された「国際人口・開発会議」において提唱された概念で、女性が生涯にわたり子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全な妊娠・出産・性生活、子どもが健康に生まれ育つことなど、すべての人々にとって基本的人権として位置づけられる。女性の人権の重要な一つとして認識されている。

図 25 平均寿命の推移と将来推計（全国）



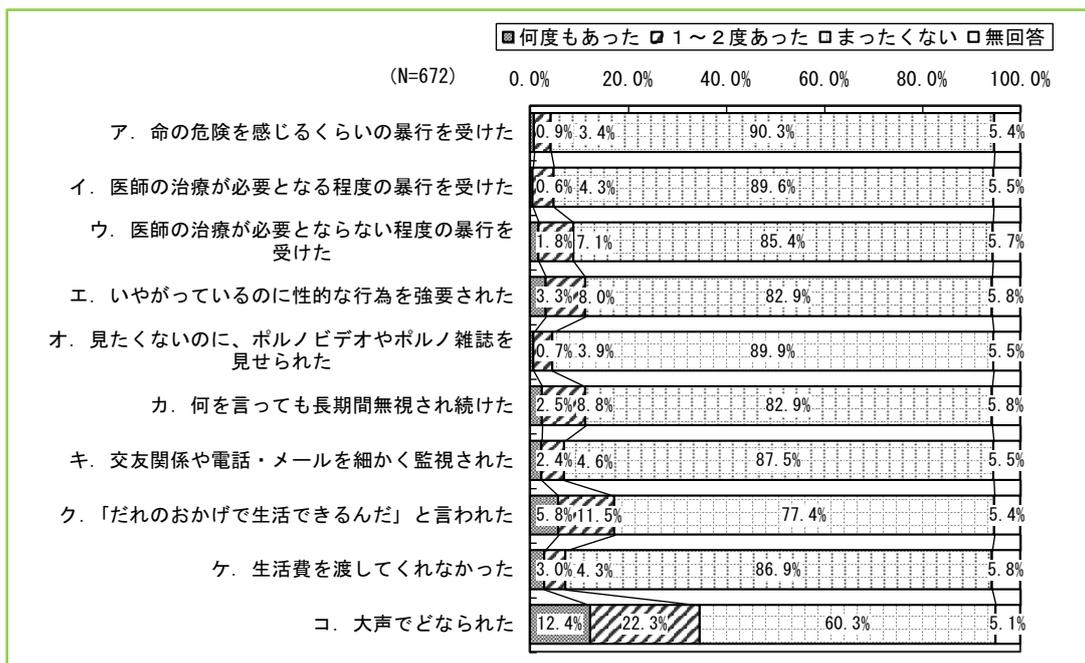
令和2年版高齢社会白書（内閣府）

図 26 自殺者数の推移（加古川市）



地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

図 27 DVを受けた経験（女性）



令和元（2019）年度実施 男女共同参画に関する市民意識調査

推進項目⑥ 生涯を通じた健康支援

誰もが生涯を通じて健やかに過ごせるよう、互いの違いを十分に理解し合い、人生の各段階に応じた適切な健康の保持増進に努められるよう支援します。

取組内容		所管
1	命の教育、性の尊重の推進 家庭、学校園、地域等と連携して、性教育、健康教育、情報モラル教育 ^(※17) の充実やメディア・リテラシー ^(※18) の向上を図ります。セクシュアル・マイノリティ等、性の多様性について意識啓発を進めます。	人権文化センター 生活安全課 男女共同参画センター 幼児保育課 教育総務課 学校教育課 青少年育成課
2	心身の健康づくりへの支援 心と身体の健康維持や、セルフケア ^(※19) への意識啓発を進めます。女性特有の健康課題に対する主体的な検診受診や健康管理を支援します。安心して出産できる環境の整備を進めます。	男女共同参画センター 健康課 家庭支援課 育児保健課

関連計画等

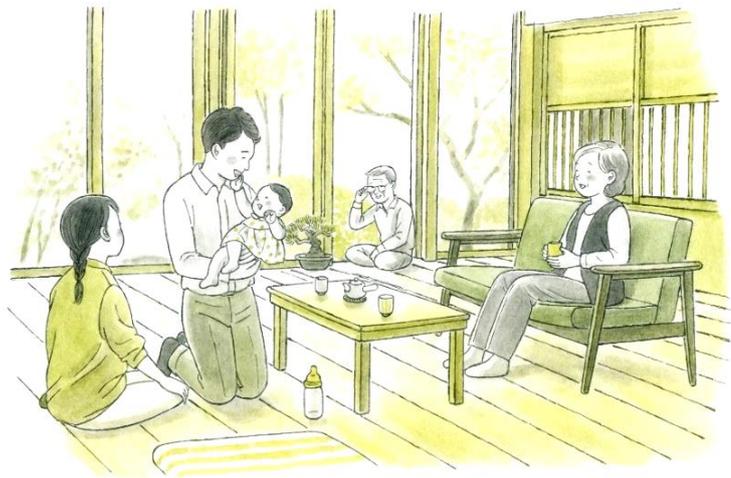
加古川市人権教育及び人権啓発に関する基本計画

ウェルネスプランかこがわ（健康増進計画、食育推進計画）

加古川市自殺対策計画

加古川市健やか親子 21

加古川市教育振興基本計画



(※17) 情報モラル教育：自らを危険にさらしたり他者を害したりしないようするための道徳上の規範、「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」を身につけるための教育。

(※18) メディア・リテラシー：「メディアの情報を主体的に読み解く能力」「メディアにアクセスし活用する能力」「メディアを通じコミュニケーションする能力」の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

(※19) セルフケア：ストレスチェックをする、対処法を学ぶといった、自分自身で行うメンタルヘルス対策のこと。

推進項目⑦ あらゆる暴力に対する防止対策

配偶者等からの暴力（DV）、児童・高齢者・障がい者虐待等、あらゆる暴力の根絶に向け、暴力の防止や被害者の保護等を推進し、誰もが安心して生活できる環境を整備します。

取組内容		所管	
1	女性、子ども、高齢者、障がい者等への暴力・虐待防止対策の推進	あらゆる暴力を許さない意識啓発と防止対策を進めます。 関係機関相互の連携を強化します。 地域全体での見守り等を推進し、配偶者等からの暴力（DV）や虐待を発見したときの通報制度等を周知します。	人権文化センター 男女共同参画センター 高齢者・地域福祉課 障がい者支援課 家庭支援課 育児保健課 幼児保育課 教育総務課 学校教育課
2	配偶者・パートナーからの暴力の防止対策の推進	「加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画」において推進します。	家庭支援課

関連計画等

加古川市人権教育及び人権啓発に関する基本計画

加古川市地域福祉計画

加古川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

加古川市障害者虐待防止対策事業

加古川市障害福祉計画

加古川市障害児福祉計画

加古川市子ども・子育て支援事業計画

加古川市配偶者等からの暴力対策基本計画

加古川市健やか親子 21



重点目標4 男女共同参画の実現に向けた基盤の整備

方針

一人ひとりの人権が尊重され、性別による差別的な取り扱いを受けることのないジェンダー平等を実現し、それぞれの意思や価値観に基づき、誰もが個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

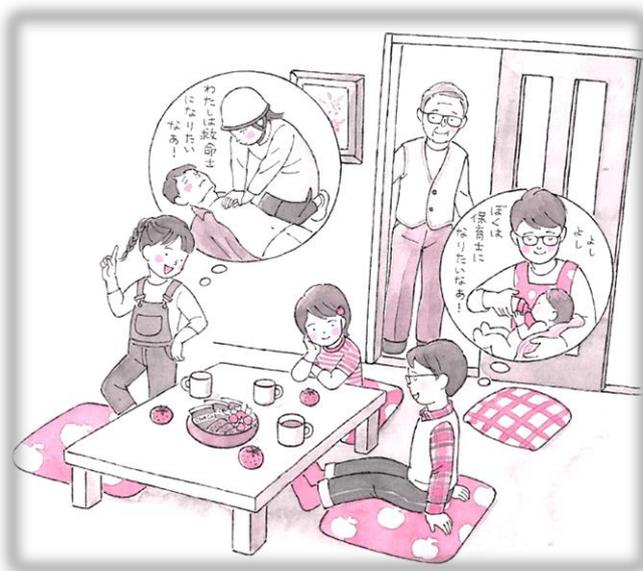
<現状>

平成 11 (1999) 年に施行された「男女共同参画社会基本法」により、男女共同参画、男女平等の概念が法律により示され、その考え方は大きく前進しました。令和元 (2019) 年の市民意識調査では、固定的な性別役割分担意識のひとつである「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考えは、反対意見が 50.9%を占めて過半数を超え、前回調査 (平成 26 (2014) 年実施) よりも 14.4 ポイント増加し、意識が変化してきていることがわかりました。しかし、「子どもは3歳くらいまでは母親の手で育てる方がよい」「家庭を養うのは男性の役割だ」といったような性別役割分担意識や、男性を優位とする慣習・社会通念は、どの年代でも依然として根強く残っていることもわかっています。

平成 27 (2015) 年に開催された国際サミットの中で、令和 12 (2030) 年までの行動計画に掲げられた SDGs (持続可能な開発目標) の中に、「ジェンダー平等」が挙げられました。令和 2 (2020) 年からは、SDGs 達成のための「行動の 10 年」がスタートし、全国的に取り組みを進めています。(図 28)

しかし、世界経済フォーラムが令和元 (2019) 年に発表した、各国における男女格差を測る「ジェンダー・ギャップ指数 2020 年版」によると、日本の総合順位は 153 か国中 121 位で、低い順位となっています。分野別順位では、経済 115 位、政治 144 位、教育 91 位、健康 40 位でした。(図 29)

現在、学校教育や社会教育において、自立の意識を育み、ジェンダー平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実が進められています。学校教育段階から、男女共同参画意識の形成を図るためのライフプランニング教育^(*)20)やキャリア教育^(*)21)をさらに充実させることで、性別にとらわれず多様な選択を可能にする「男女共同参画社会」の実現が期待されています。



(*)20) ライフプランニング教育：高校生・大学生の若者が各人の能力や適性、学びや職業、ライフイベント(結婚、出産、育児等)を総合的に考え、主体的に将来を選択する能力・態度を身につける教育。

(*)21) キャリア教育：児童生徒が将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自らの役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を育てる教育。

図 28 SDGs（持続可能な開発目標）のゴール5「ジェンダー平等を実現しよう」





5 ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。

ターゲット

5.1	あらゆる場所における全ての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
5.2	人身売買や性的、その他の種類の搾取など、全ての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
5.3	未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。
5.4	公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
5.6	国際人口・開発会議（ICPD）の行動計画及び北京行動綱領、並びにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
5.a	女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、並びに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
5.b	女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。
5.c	ジェンダー平等の促進、並びに全ての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。

国際連合ホームページ

図 29 男女共同参画に関する国際的な指数

HDI	GDI	GII	GGI																																																																																																																																				
(人間開発指数) 19位/189か国	(ジェンダー開発指数) 51位/166か国	(ジェンダー不平等指数) 23位/162か国	(ジェンダー・ギャップ指数) 121位/153か国																																																																																																																																				
2018年	2018年	2018年	2019年																																																																																																																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>順位</th> <th>国名</th> <th>HDI値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>ノルウェー</td><td>0.954</td></tr> <tr><td>2</td><td>スイス</td><td>0.946</td></tr> <tr><td>3</td><td>アイルランド</td><td>0.942</td></tr> <tr><td>4</td><td>ドイツ</td><td>0.939</td></tr> <tr><td>4</td><td>香港</td><td>0.939</td></tr> <tr><td>6</td><td>オーストラリア</td><td>0.938</td></tr> <tr><td>6</td><td>アイスランド</td><td>0.938</td></tr> <tr><td>8</td><td>スウェーデン</td><td>0.937</td></tr> <tr><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr style="background-color: #f2f2f2;"><td>19</td><td>日本</td><td>0.915</td></tr> </tbody> </table>	順位	国名	HDI値	1	ノルウェー	0.954	2	スイス	0.946	3	アイルランド	0.942	4	ドイツ	0.939	4	香港	0.939	6	オーストラリア	0.938	6	アイスランド	0.938	8	スウェーデン	0.937	-	-	-	19	日本	0.915	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>順位</th> <th>国名</th> <th>GDI値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>カザフスタン</td><td>0.999</td></tr> <tr><td>1</td><td>クウェート</td><td>0.999</td></tr> <tr><td>3</td><td>トリニダード・トバゴ</td><td>1.002</td></tr> <tr><td>4</td><td>ドミニカ共和国</td><td>1.003</td></tr> <tr><td>4</td><td>ベトナム</td><td>1.003</td></tr> <tr><td>4</td><td>ブルンジ</td><td>1.003</td></tr> <tr><td>4</td><td>スロベニア</td><td>1.003</td></tr> <tr><td>8</td><td>フィリピン</td><td>1.004</td></tr> <tr><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr style="background-color: #f2f2f2;"><td>51</td><td>日本</td><td>0.976</td></tr> </tbody> </table>	順位	国名	GDI値	1	カザフスタン	0.999	1	クウェート	0.999	3	トリニダード・トバゴ	1.002	4	ドミニカ共和国	1.003	4	ベトナム	1.003	4	ブルンジ	1.003	4	スロベニア	1.003	8	フィリピン	1.004	-	-	-	51	日本	0.976	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>順位</th> <th>国名</th> <th>GII値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>スイス</td><td>0.037</td></tr> <tr><td>2</td><td>スウェーデン</td><td>0.040</td></tr> <tr><td>2</td><td>デンマーク</td><td>0.040</td></tr> <tr><td>4</td><td>オランダ</td><td>0.041</td></tr> <tr><td>5</td><td>ノルウェー</td><td>0.044</td></tr> <tr><td>6</td><td>ベルギー</td><td>0.045</td></tr> <tr><td>7</td><td>フィンランド</td><td>0.050</td></tr> <tr><td>8</td><td>フランス</td><td>0.051</td></tr> <tr><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr style="background-color: #f2f2f2;"><td>23</td><td>日本</td><td>0.099</td></tr> </tbody> </table>	順位	国名	GII値	1	スイス	0.037	2	スウェーデン	0.040	2	デンマーク	0.040	4	オランダ	0.041	5	ノルウェー	0.044	6	ベルギー	0.045	7	フィンランド	0.050	8	フランス	0.051	-	-	-	23	日本	0.099	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>順位</th> <th>国名</th> <th>GGI値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>アイスランド</td><td>0.877</td></tr> <tr><td>2</td><td>ノルウェー</td><td>0.842</td></tr> <tr><td>3</td><td>フィンランド</td><td>0.832</td></tr> <tr><td>4</td><td>スウェーデン</td><td>0.820</td></tr> <tr><td>5</td><td>ニカラグア</td><td>0.804</td></tr> <tr><td>6</td><td>ニュージーランド</td><td>0.799</td></tr> <tr><td>7</td><td>アイルランド</td><td>0.798</td></tr> <tr><td>8</td><td>スペイン</td><td>0.795</td></tr> <tr><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr style="background-color: #f2f2f2;"><td>121</td><td>日本</td><td>0.652</td></tr> </tbody> </table>	順位	国名	GGI値	1	アイスランド	0.877	2	ノルウェー	0.842	3	フィンランド	0.832	4	スウェーデン	0.820	5	ニカラグア	0.804	6	ニュージーランド	0.799	7	アイルランド	0.798	8	スペイン	0.795	-	-	-	121	日本	0.652
順位	国名	HDI値																																																																																																																																					
1	ノルウェー	0.954																																																																																																																																					
2	スイス	0.946																																																																																																																																					
3	アイルランド	0.942																																																																																																																																					
4	ドイツ	0.939																																																																																																																																					
4	香港	0.939																																																																																																																																					
6	オーストラリア	0.938																																																																																																																																					
6	アイスランド	0.938																																																																																																																																					
8	スウェーデン	0.937																																																																																																																																					
-	-	-																																																																																																																																					
19	日本	0.915																																																																																																																																					
順位	国名	GDI値																																																																																																																																					
1	カザフスタン	0.999																																																																																																																																					
1	クウェート	0.999																																																																																																																																					
3	トリニダード・トバゴ	1.002																																																																																																																																					
4	ドミニカ共和国	1.003																																																																																																																																					
4	ベトナム	1.003																																																																																																																																					
4	ブルンジ	1.003																																																																																																																																					
4	スロベニア	1.003																																																																																																																																					
8	フィリピン	1.004																																																																																																																																					
-	-	-																																																																																																																																					
51	日本	0.976																																																																																																																																					
順位	国名	GII値																																																																																																																																					
1	スイス	0.037																																																																																																																																					
2	スウェーデン	0.040																																																																																																																																					
2	デンマーク	0.040																																																																																																																																					
4	オランダ	0.041																																																																																																																																					
5	ノルウェー	0.044																																																																																																																																					
6	ベルギー	0.045																																																																																																																																					
7	フィンランド	0.050																																																																																																																																					
8	フランス	0.051																																																																																																																																					
-	-	-																																																																																																																																					
23	日本	0.099																																																																																																																																					
順位	国名	GGI値																																																																																																																																					
1	アイスランド	0.877																																																																																																																																					
2	ノルウェー	0.842																																																																																																																																					
3	フィンランド	0.832																																																																																																																																					
4	スウェーデン	0.820																																																																																																																																					
5	ニカラグア	0.804																																																																																																																																					
6	ニュージーランド	0.799																																																																																																																																					
7	アイルランド	0.798																																																																																																																																					
8	スペイン	0.795																																																																																																																																					
-	-	-																																																																																																																																					
121	日本	0.652																																																																																																																																					
<p>「長寿で健康場生活」「知識」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を測るもの。（平均寿命、1人あたりGDP、就学率等）</p>	<p>人間開発における男女格差を表すもので、男女別の人間開発指数（HDI）の比率で示される。各国のGDIランキングは、HDIにおける男女平等からの絶対偏差に基づいており、男性優位の不平等も女性優位の不平等も同じ扱いでランキングに反映される。</p>	<p>国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもの。（妊産婦死亡率、国会議員の女性割合、中等教育以上の教育を受けた人の割合（男女別）等）</p>	<p>経済、教育、保健、政治の各分野毎に各使用データをウェイト付けて総合値を算出。その分野毎総合値を単純平均してジェンダー・ギャップ指数を算出。0が完全不平等、1が完全平等。</p>																																																																																																																																				

内閣府ホームページ

推進項目⑧ 意識改革を進める啓発活動の展開

固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識に持つ偏見をなくし、自らの意思で生き方を選択できる多様性に富んだ男女共同参画社会の実現に向けて、誰もが協力し合って取り組めるよう意識改革を進めます。

取組内容		所管
1	広報、啓発の充実 男女共同参画についての学習機会を提供します。 情報紙やインターネットを利用して情報を発信します。 地域や職場における学習の機会を提供します。	人権文化センター 男女共同参画センター
2	次代を担う若年層への啓発の充実 多様な選択を可能にするための、ライフプランニングを踏まえたキャリア形成に関する学習機会を、学生等の若年層へ提供します。	男女共同参画センター 教育総務課 学校教育課

推進項目⑨ 多様な選択を可能にする教育・学習の充実

誰もが自立し充実した生活を送り、将来を見通して自己形成ができるよう、人権の尊重やジェンダー平等を含めた男女共同参画の教育・学習を実施します。

取組内容		所管
1	子どもへの教育の充実 乳幼児期からの子どもの発達段階に応じ、男女共同参画の視点に立った学習を進めます。 互いに尊重し認め合う共生の心を育む人権教育・学習を進めます。 主体的で多様な選択を可能にする職業観を育む教育を進めます。	人権文化センター 男女共同参画センター 幼児保育課 教育総務課 学校教育課
2	生涯学習の充実 社会教育施設を活用した地域の拠点づくりを進め、社会的課題に対応するための人権学習などの機会を提供します。 家庭での教育力を向上し、家庭教育を通じた男女共同参画意識の向上を進めます。	人権文化センター 男女共同参画センター 社会教育・スポーツ振興課

関連計画等

加古川市人権教育及び人権啓発に関する基本計画

加古川市健やか親子21計画

加古川市教育振興基本計画



計画の推進

方針

本計画に基づき、男女共同参画社会の形成に向けた各種施策を総合的かつ効果的に推進するため、推進体制を強化し、適切に進行管理を行います。さまざまな機関等との連携を強化することにより、協働の取り組みを進めます。

(1) 庁内推進体制の充実

全庁的に男女共同参画の視点を浸透させ、男女共同参画センターを中心とした庁内関係部局の連携を強化します。成果指標を設け、「加古川市男女共同参画推進本部」において進行管理を行います。

また、計画の進行状況については広く市民に公表します。

(2) 市民・地域活動団体・企業等との連携

市は、市民や地域活動団体、企業等と連携して、男女共同参画社会の実現を目指します。課題解決に向けて情報を共有し、協働により施策を進めます。

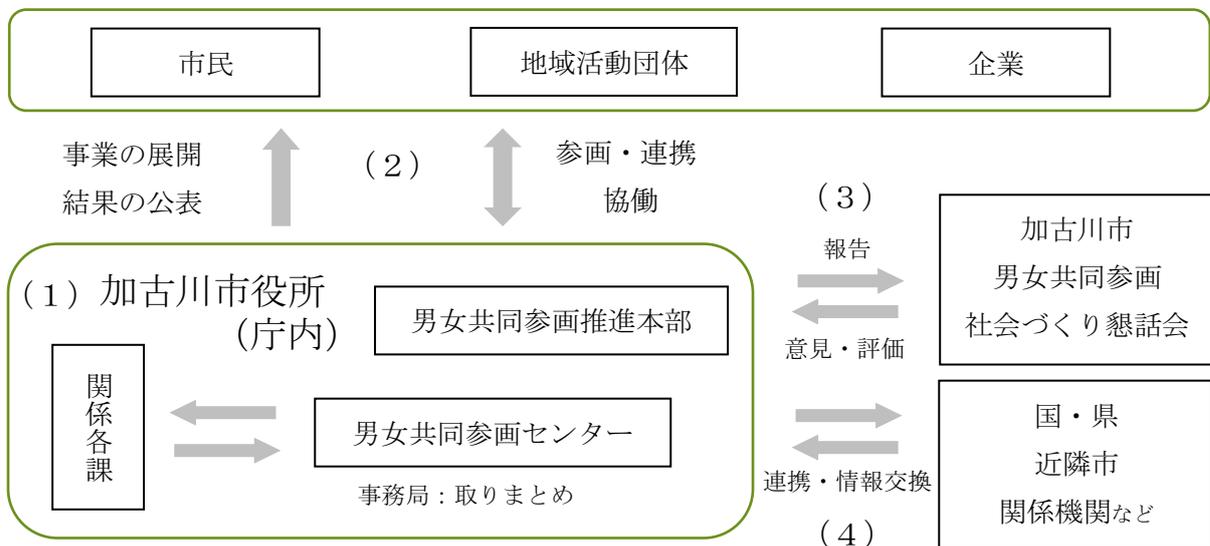
(3) 「加古川市男女共同参画社会づくり懇話会」における提言

市民や有識者等により構成する懇話会を設置し、施策推進のための提言や意見を求め、新しい施策の立案に反映させます。

(4) 国・県等関係機関との連携

国・県、関係機関、近隣自治体との連携を強化し、より充実した男女共同参画施策を進めます。

推進体制概念図



成果指標と目標値

成果指標		現状	目標値 (令和8年度)
重点目標1 あらゆる分野における女性の参画拡大	市の審議会等における女性委員の割合	32.9% (令和2年4月1日)	40%
	市議会議員候補者における女性の割合	17.1% (平成30年市議会議員選挙)	30%
	女性の就業率	42.5% (平成27年国勢調査)	50%
	「ひょうご女性の活躍企業表彰」受賞企業数	0社 (令和2年度までの累計)	3社 (令和8年度までの累計)
重点目標2 仕事・家庭・地域における男女共同参画の推進	「ワーク・ライフ・バランス」の認知度「知っている」と回答する市民の割合	36.2% (令和元年各種市民意識調査)	45%
	「ひょうご仕事と生活の調和推進企業」認定数	7社 (令和元年度までの累計)	15社 (令和8年度までの累計)
	子育てと仕事の両立について周囲の理解が進んでいると感じる市民の割合	% (令和2年各種市民意識調査)	(調整中)
	地域活動における男女の地位の平等感「男女平等」と回答する市民の割合	33.6% (令和元年各種市民意識調査)	40%
	「ひょうご防災リーダー講座」修了者のうち女性修了者数・割合	6人 54.5% (令和元年度実績)	30人 50% (令和3年～8年度累計)
重点目標3 安全・安心な暮らしの実現	「セクシュアル・マイノリティ」の認知度「知っている」と回答する市民の割合	50.3% (令和元年各種市民意識調査)	60%
	配偶者等からの暴力(DV)被害を受けた人のうち相談した人の割合	10.3% (令和元年各種市民意識調査)	20%
重点目標4 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	社会全体における男女の地位の平等感「男女平等」と回答する市民の割合	12.9% (令和元年各種市民意識調査)	20%
	男女共同参画センターのフェイスブックページのフォロワー者数	392人 (令和2年4月1日)	450人
	「ジェンダー」の認知度「知っている」と回答する市民の割合	50.9% (令和元年各種市民意識調査)	60%
男女共同参画の推進に関して満足している市民の割合		% (令和2年各種市民意識調査)	(調整中)

